

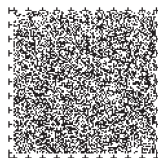
じん けん よう ご

人権の擁護

The Protection of Human Rights

「誰か」のこと、
じゃない。

この冊子には、音声コード
(Uni-Voice) が各ページ (奇数
ページ右下、偶数ページ左下) に印
刷されています。
Uni-Voice アプリを使用して読み
取ると、記録されている情報を音
声で聞くことができます。



法務省人権擁護局

はじめに

「人権」という言葉からあなたはどんな印象を受けますか。

私たちは、「人権」とは、「全ての人々が生命と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利」あるいは「人間が人間らしく生きる権利で、生まれながらに持つ権利」であり、誰にとっても身近で大切なもの、違いを認め合う心によって守られるものだと考えています。

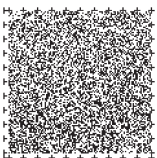
また、こどもたちに対しては、自分自身を含む一人一人に、幸せに生きていくための大切な権利があることを伝えています。

「人権」は、誰でも心で理解し、感じることのできるものです。しかし、現実の社会では、いじめや虐待等によってこどもの命が奪われることや、インターネット上に個人の名誉を傷つけたり、プライバシーを侵害したり、差別を助長したりするような投稿がされることがあります。また、障害のある人や外国人、アイヌの人々、性的マイノリティ等に対する不当な差別や偏見、部落差別（同和問題）やハンセン病問題といった様々な人権問題が依然として存在しています。どうすればこのようなことをなくせるでしょうか。

この冊子では、本年7月に公表された「令和7年版人権教育・啓発白書」（※）に基づき、我が国の主な人権問題とその取組について概要を説明しています。

この冊子が、多様性が尊重され、全ての人々がお互いの人権や尊厳を大切にし、生き生きとした人生を送ることのできる共生社会の実現に向けて、様々な人権問題を、自分以外の「誰か」のことではなく、自分のこととして考え、人権を尊重した行動をとるきっかけとなれば幸いです。

令和7年10月
法務省人権擁護局



※「令和7年版人権教育・啓発白書」は、法務省ホームページで公開しています。是非ご覧ください。

令和7年版人権教育・啓発白書



目次



1. 主な人権課題

① 女性～性犯罪・性暴力・DV・ハラスメント～	2
資料 困難な問題を抱える女性への支援	4
② こども～いじめ・児童虐待・体罰等・性被害～	5
③ 高齢者	10
④ 障害のある人	12
⑤ 部落差別（同和問題）	14
⑥ アイヌの人々	16
⑦ 外国人	18
資料 外国語による人権相談	19
⑧ 感染症	20
⑨ ハンセン病患者・元患者やその家族	21
⑩ 刑を終えて出所した人やその家族	23
⑪ 犯罪被害者やその家族	24
⑫ インターネット上の人権侵害	25
資料 インターネット上の書き込みなどに関する相談・通報窓口のご案内	27
⑬ 北朝鮮当局によって拉致された被害者等	28
⑭ ホームレス	29
⑮ 性的マイノリティ	29
⑯ 人身取引（性的サービスや労働の強要等）	30
⑰ 震災等の災害に伴う人権問題	31



2. 特集 障害のある人に対する偏見や差別のない 共生社会の実現に向けた取組

32



3. 法務省の人権擁護機関の仕組み

① 法務省人権擁護局とその下部機関	36
② 人権擁護委員	37



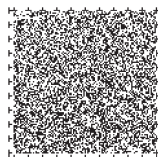
4. 法務省の人権擁護機関の活動

① 人権侵犯事件の調査救済	40
人権が侵害された被害者の救済事例	41
② 人権相談	45
③ 人権啓発	46
資料 第43回全国中学生人権作文コンテスト	
内閣総理大臣賞受賞作品	50
法務大臣賞受賞作品	52



5. 国際社会における人権擁護

① 国際連合	54
② 世界人権宣言	55
資料 「ビジネスと人権」に関する我が国の取組	56
③ 主要な人権関係条約	58
資料 我が国が締結している主要な人権関係条約	61
法務局・地方法務局 所在地等一覧	62



1. 主な人権課題

2. 特集
障害のある人に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向けた取組

3. 法務省の人権擁護機関の仕組み

4. 法務省の人権擁護機関の活動

5. 国際社会における人権擁護

1. 主な人権課題

この章では、主な人権課題とその取組を取り上げます。

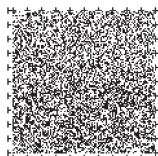
① 女性～性犯罪・性暴力・DV・ハラスメント～

家庭や職場における男女差別、性犯罪・性暴力、配偶者等からの暴力（DV）、ハラスメント等の人権問題が依然として発生しています。誰もがお互いの立場を尊重して協力し合えるよう、この問題についての関心と理解を深めていくことが必要です。

男女平等の理念は、「日本国憲法」に明記されており、法制上も「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」等において、男女平等の原則が確立されています。しかし、現実には今なお、男女の役割を固定的に捉える意識が社会に根強く残っており、家庭や職場において様々な男女差別が生じています。また、性犯罪・性暴力、DV、職場におけるセクシュアルハラスメントや妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い等の問題も依然として多く発生しています。

こうした人権問題に対しては、平成28年4月に施行された「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づき、女性が職業生活において十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備するための取組が進められています。

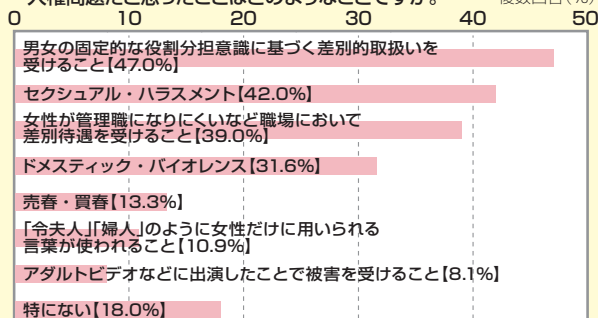
また、女性に対する暴力等への取組の一つとして、毎年11月12日から25日までの「女性に対する暴力をなくす運動」期間において、社会の意識啓発等の取



●内閣府「人権擁護に関する世論調査」(令和4年8月調査)から

あなたが、女性に関し、体験したことや、身の回りで見聞きしたことで、人権問題だと思ったことはどのようなことですか。

複数回答(%)





1. 主な人権課題

組が一層強化して行われています。

被害者支援に関しては、都道府県に設置された配偶者暴力相談支援センターや性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター等において、相談や支援が行われています。また、毎年4月の「若年層の性暴力被害予防月間」において、SNS等を活用した啓発活動が行われているほか、AV出演被害対策については、いわゆるAV出演被害防止・救済法に基づく、出演被害の防止及び被害者の救済が図られています。

このほか、令和6年4月に施行された「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（女性支援新法）に基づき、様々な状況に置かれている女性への実効性ある支援の充実・強化のための取組が行われています（4ページ参照）。

法務省の人権擁護機関では、DVや職場等における各種ハラスメント、ストーリー被害、AV出演被害、女性起業家に対するハラスメント等の女性をめぐる様々な人権問題に関する相談に応じ、人権侵害の疑いを認知した場合には、人権侵犯事件として調査救済活動を行うほか、啓発動画の配信等の人権啓発活動に取り組んでいます。

2. 特集 障害のある人に対する偏見や差別 のない共生社会の実現に向けた取組

3. 法務省の人権擁護機関の仕組み

4. 法務省の人権擁護機関の活動

5. 国際社会における人権擁護



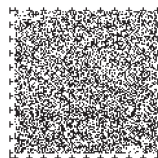
啓発動画
『『誰か』のこと じゃない。』



■女性に対する暴行・虐待に関する人権侵犯事件（注）の新規救済 手続開始件数

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
女性に対する暴行・虐待	629	435	430	383	331

（注）人権侵犯事件については、40～44ページをご覧ください。



資料 困難な問題を抱える女性への支援

女性が抱える困難な問題は、性暴力や性的虐待、性的搾取等の性的な被害や家庭関係の破綻、生活困窮など、多様化するとともに複合化し、そのために複雑化しています。このような状況は、コロナ禍でより顕在化し、「孤独・孤立対策」といった視点を含め新たな女性支援強化が喫緊の課題となりました。こうした中、困難な問題を抱える女性を支援する施策を、従前の根拠法であった「売春防止法」（昭和31年法律第118号）から脱却させ、支援対象者の意思の尊重と福祉の増進、人権の擁護等を理念とする新たな支援の仕組みを構築する女性支援新法が令和6年4月から施行されました。

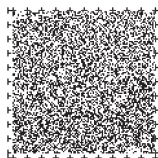
女性支援新法においては、女性相談支援員の市町村への配置の努力義務化、地方公共団体における支援調整会議の設置の努力義務化、民間団体との協働支援が明記されていること等、地域における支援体制の強化が盛り込まれたことを踏まえ、様々な状況に置かれている女性への実効性ある支援の充実・強化のための取組が行われています。

また、各地域の支援窓口やお悩み・相談先リスト、コラム・インタビュー記事などが掲載された女性支援ポータルサイト「あなたのミカタ」が開設され、困難な問題を抱える女性及び自治体等支援機関が必要な情報にアクセスしやすい環境整備が行われています。

法務省の人権擁護機関では、女性支援新法第14条において、人権擁護委員は、「この法律の施行に関し、女性相談支援センター及び女性相談支援員に協力するものとする。」とされていることから、人権相談において女性相談支援センターや女性相談支援員、女性自立支援施設等の支援に関わる関係機関による支援が適当と考えられる者を把握した場合には、相談者に対して、支援の内容を示した上で、相談者の意向に応じて、当該支援の内容に関わる適切な支援機関を紹介することとしています。



女性支援ポータルサイト
「あなたのミカタ」



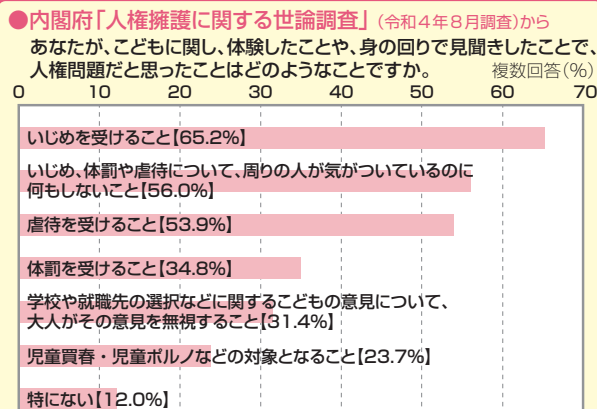


2 こども～いじめ・児童虐待・体罰等・性被害～

いじめや虐待、体罰や不適切な言動等による指導、性犯罪・性暴力などのこどもをめぐる人権問題は後を絶たず、依然として深刻です。この問題についての関心と理解を深めていく必要があります。

文部科学省が実施した令和5年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」によれば、暴力行為の発生件数は10万8,987件、いじめの認知件数は73万2,568件であり、依然として憂慮すべき状況にあります。また、令和6年に警察がいじめに起因する事件で検挙・補導した人員は、457人となっています。

法務省の人権擁護機関が調査救済活動を行う人権侵犯事件においても、令和6年には、学校におけるいじめ事案が1,202件、教育職員による体罰に関する事案が79件、児童に対する暴行・虐待事案が219件と高水準で推移しています。

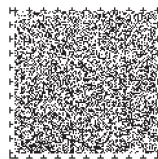


いじめ

平成25年6月の「いじめ防止対策推進法」の成立を受け策定された「いじめの防止等のための基本的な方針」(平成29年3月改定)に基づき、いじめの未然防止や早期発見・早期対応のための様々な取組が進められています。

最近のこどものいじめは、あらゆる子が対象となり得ることやSNS上などで行われ、周りから一層見えにくくなっていることに加え、ささいなきっかけから深刻ないじめへとエスカレートすることが少なくありません。

いじめをするこどもやいじめを見て見ぬふりをするこどもが生じる原因や背景は様々ですが、その根底には、他人に対する



思いやりやいたわりの希薄さがあると思われます。いじめをさせない・見逃さないためには、こども自身がお互いの異なる点を個性として尊重するなどの人権尊重意識を養っていくことに加え、周りの大人がこどものささいな変化を見落とさないよう努めることが重要です。

■いじめに関する人権侵犯事件の新規救済手続開始件数

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
学校におけるいじめ	1,126	1,169	1,047	1,185	1,202

児童虐待

全国の児童相談所における児童虐待の相談対応件数は依然として高い水準にあり、令和5年度には22万5,509件となっています。こどもの生命が奪われるなど重大な児童虐待事件も後を絶たず、児童虐待の防止は社会全体で取り組むべき喫緊の課題です。

令和4年12月には民法が改正され、親権者による懲戒権の規定が削除されたほか、子の人格権の尊重、子の年齢や発達への配慮、体罰等の子の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動の禁止といった親権者が子を監護・教育するに当たって守るべき義務が明確化されました。この民法の規定に合わせるかたちで、児童虐待防止法等についても改正が行われ、体罰等によらない子育ての一層の推進が図られています。

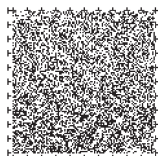
また、令和6年4月には、「児童福祉法等の一部を改正する法律」が施行され（一部規定を除く。）、こどもや家庭への包括的な相談支援等を行う「こども家庭センター」の設置や、訪問による家事支援等のこどもや家庭を支える事業の創設を行うなど、対策の強化が進められています。

■児童虐待に関する人権侵犯事件の新規救済手続開始件数

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
児童に対する暴行・虐待	341	253	216	268	219

体罰等

体罰は、「学校教育法」第11条で禁止されており、児童生徒の心身に深刻な悪影響を与え、力による解決の志向を助長し、いじめや暴力行為等の土壌となるおそれがあります。体罰や不適切な言動等による指導は、決して許されません。





■教育職員による体罰に関する人権侵犯事件の新規救済手続開始件数

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
教育職員による体罰	83	51	75	74	79

1. 主な人権課題

2. 特集
障害のある人に対する偏見や差別
のない共生社会の実現に向けた取組

3. 法務省の人権擁護機関の仕組み

4. 法務省の人権擁護機関の活動

5. 国際社会における人権擁護

性被害

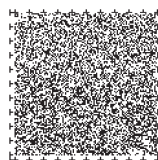
こどもの性被害に係る対策については、「子供の性被害防止プラン（児童の性的搾取等に係る対策の基本計画）2022」、「性犯罪・性暴力対策の更なる強化の方針」、「こども・若者の性被害防止のための総合的対策」、「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針」等に基づき、政府全体で取組を推進しています。

また、いわゆる児童ポルノ等については、「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」において、児童買春、児童ポルノに係る行為等を規制し、処罰するとともに、これらの行為等により心身に有害な影響を受けた児童の保護のための措置等が定められています。

さらに、AV出演被害については、いわゆるAV出演被害防止・救済法により、出演被害の防止等が図られるなど、こどもの性被害を防止するための様々な取組が行われています。

法務省の人権擁護機関の取組

法務省の人権擁護機関では、こどもたちの人権意識を育てるため、「全国中学生人権作文コンテスト」、「人権教室」や「人権の花運動」（48ページ以下参照）を学校等と連携し、実施しているほか、こどもをめぐる人権問題に対する社会の意識を醸成するため、啓発冊子の配布や動画の配信等の様々な人権啓発活動に取り組んでいます。

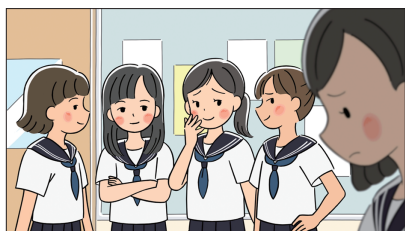




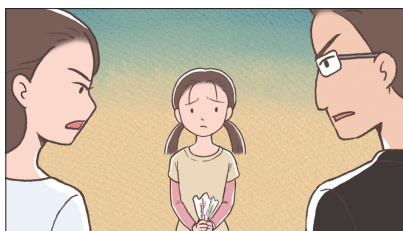
啓発冊子
「『いじめ』 させない 見逃さない」



啓発冊子
「みんなとせせす マンガで考える
『人権』」



啓発動画
「あなたは大丈夫？ 考えよう！ いじめ」



啓発動画
「あなたは大丈夫？ 考えよう！ 児童虐待」



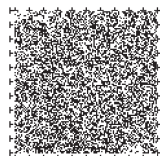
大人パート



こどもパート



啓発動画「『誰か』のこと じゃない。」





1. 主な人権課題

2. 特集
障害のある人に対する偏見や差別の
ない共生社会の実現に向けた取組

3. 法務省の人権擁護機関の仕組み

4. 法務省の人権擁護機関の活動

5. 国際社会における人権擁護

また、平成18年度から、全国の小・中学校の児童・生徒に「こどもの人権SOSミニレター」（便箋兼封筒）を配布しています。このレターを通じて先生や保護者にも相談できないこどもの悩みごとを的確に把握し、学校や関係機関とも連携を図りながら、様々な人権問題の解決に当たっています。

さらに、専用相談電話「こどもの人権110番」（フリーダイヤル0120-007-110（全国共通））や、「インターネット人権相談受付窓口（SOS-eメール）」（<https://www.jinken.go.jp/kodomo>）、若年層でも利用しやすい「LINEじんけん相談」等のチャット人権相談を通じて、法務局職員や人権擁護委員が子どもからの相談に応じ、こどもの人権侵害事案の早期発見に努めています。

人権相談等を通じて、人権侵害の疑いのある事案を認知した場合には、人権侵害事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講じています。



ポスター
「こどもの人権110番」

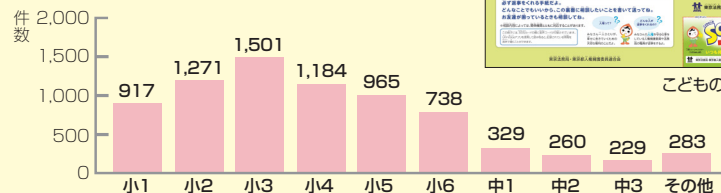
こどもの人権SOSミニレター事業の取組結果について

集計期間：令和6年度

集計対象：全国の小・中学校の児童・生徒から寄せられたこどもの人権SOSミニレター

●相談件数：7,677件

●学年別相談件数

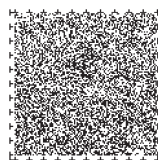


●相談内容
[内訳]

いじめ	2,305件 (30.0%)
虐待	403件 (5.2%)
体罰	27件 (0.4%)
その他	4,942件 (64.4%)



こどもの人権SOSミニレター

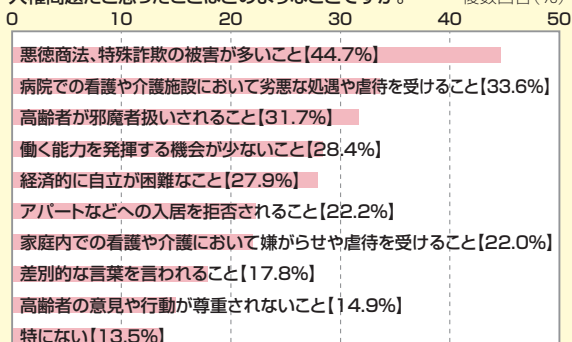


高齢者に対する身体的・心理的虐待などの人権問題が発生しています。高齢者が安心して生き生きと暮らせる社会にするため、認知症への理解も含めて、この問題についての関心と理解を深めることが必要です。

我が国は、平均寿命の大幅な伸びや少子化等を背景として、人口の4人に1人が65歳以上の者となっています。このような中、介護者等による身体的・心理的虐待や、家族等による本人の財産の無断処分等の経済的虐待等といった高齢者の人権問題が大きな社会問題となっています。

●内閣府「人権擁護に関する世論調査」(令和4年8月調査)から

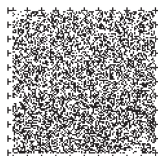
あなたが、高齢者に関し、体験したことや、身の回りで見聞したこと、人権問題だと思ったことはどのようなことですか。複数回答(%)



平成7年12月、国民一人一人が生涯にわたって安心して生きがいを持って過ごすことができる社会を目指して「高齢社会対策基本法」が施行され、平成8年7月には、同法に基づき、「高齢社会対策大綱」が策定されました(現行の大綱は令和6年9月閣議決定)。

また、高齢者の尊厳を守るため、平成18年4月に施行された「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、高齢者虐待の防止や虐待の早期発見・早期対応のための施策が進められています。

さらに、平成30年12月には、「障害の有無、年齢等にかかわらず、国民一人一人が、社会の対等な構成員として、その尊厳が重んぜられるとともに、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会の確保を通じてその能力を十分に発揮し、もって国民一人一人が相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する社会」の実現に向けて、「ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律」が施行されました。同法に基づいて、関係省庁が連携しながら、ユニバーサル社会の実現に向けた取組を推進しています。





1. 主な人権課題

加えて、令和元年6月に取りまとめられた「認知症施策推進大綱」に基づき、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の方や家族の視点を重視しながら、「共生」と「予防」を車の両輪とした施策を推進しているほか、令和6年1月に施行された「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」及び同法に基づき同年12月に閣議決定された「認知症施策推進基本計画」に基づき、認知症の人を含めた全ての国民がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会の実現を推進するための認知症施策の総合的な取組が進められています。

法務省の人権擁護機関では、高齢者を含む全ての人々の人権が尊重される社会の実現に向けて、啓発冊子の配布や動画の配信等の各種人権啓発活動を実施しています。

また、普段、法務局に出向くことが困難な入所者やその家族が、施設内で気軽に相談できるよう、老人福祉施設等の社会福祉施設において、特設の人権相談所を開設するなどの取組を行っています。

そのほか、高齢者と身近に接する機会の多い社会福祉事業従事者等に対して、人権相談活動について周知・説明し、人権侵害事案を認知した場合の情報提供を呼び掛けるなど連携を図っています。

2. 特集
障害のある人に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向けた取組

3. 法務省の人権擁護機関の仕組み

4. 法務省の人権擁護機関の活動

5. 国際社会における人権擁護



啓発冊子
「とも生きる時代へ 高齢社会と人権」

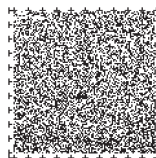


啓発動画「「誰か」のこと じゃない。
～支え合う共生社会の実現に向けて～」



■高齢者に関する人権侵犯事件の新規救済手続開始件数

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
高齢者に対する暴行・虐待	185	131	81	107	95
高齢者福祉施設における人権侵犯	23	16	23	19	14



④ 障害のある人

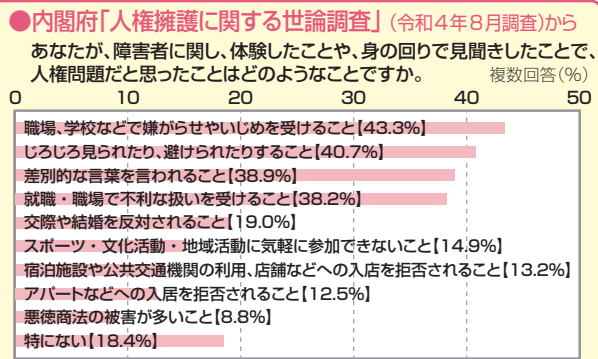
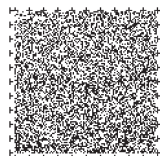
障害のある人が職場などで差別待遇を受けたり、店舗でのサービス等を拒否されたりするなどの人権問題が発生しています。偏見や差別を解消し、共生社会を実現することが必要です。

障害のある人を含む全ての人々にとって住みよい平等な社会づくりを進めていくためには、国や地方公共団体が障害のある人に対する各種施策を実施してだけでなく、社会の全ての人が障害のある人について十分に理解し、必要な配慮をしていくことが求められます。

政府は、全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、「障害者基本法」に基づき策定された「障害者基本計画（第5次）」に沿って、障害のある人の自立、社会参加の支援等の施策を推進しています。また、「共生社会」の理念の普及を図るため、同法により毎年12月3日から9日までの期間を「障害者週間」と定め、この期間を中心に、国、地方公共団体が民間団体等と連携し、全国各地で様々な行事や取組を集中的に開催しています。

障害者虐待については、「障害者虐待の防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律」に基づき、障害者虐待の防止や虐待の早期発見、早期解決のための施策が進められています。

また、雇用の促進等について、職業を通じた社会参加を進めていくことができるよう、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき各種施策が推進されています。



さらに、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」に基づき、各行政機関等や事業者において、不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供を始めとする障害を理由とする差別の解消のための取組が行われています。



1. 主な人権課題

加えて、令和6年7月3日の旧優生保護法に関する最高裁判決を受け同年12月に「障害者に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向けた行動計画」が策定され、各種施策が推進されています。

法務省の人権擁護機関では、障害を理由とする偏見・差別の解消を目指し、合理的配慮等を解説した人権啓発動画の作成・配信、啓発冊子の配布のほか、社会福祉協議会などと連携し、車椅子体験、パラリンピアンによる講話、障害者スポーツ体験等と組み合わせた人権教室や共生社会の実現をテーマとしたシンポジウムの開催など、様々な人権啓発活動に取り組んでいます。

また、障害者支援施設等の社会福祉施設において、入所者及びその家族が気軽に相談することができるよう、特設の人権相談所を開設するなどの取組を行っています。さらに、障害のある人と身近に接する機会の多い社会福祉事業従事者等に対して、人権相談活動について周知・説明し、人権侵害の疑いのある事案を認知した場合の情報提供を呼び掛けるなど連携を図っています。

2. 特集 障害のある人に対する偏見や差別 のない共生社会の実現に向けた取組



啓発冊子
「障害のある人と人権」



啓発動画
「『誰か』のこと じゃない。」
障害のある人編



3. 法務省の人権擁護機関の仕組み

4. 法務省の人権擁護機関の活動

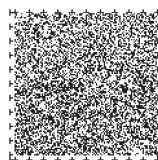


啓発動画
「知っていますか？
障害者差別解消法」



■障害のある人に関する人権侵犯事件の新規救済手続開始件数

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
障害のある人に対する差別待遇	125	112	107	149	171
障害者福祉施設における人権侵犯	28	22	27	31	40



5. 国際社会における人権擁護

5 部落差別（同和問題）

「あの人は同和地区出身だから…」などと言われて結婚を妨げられたり、差別的な発言や落書きがされたりするなどの事案が依然として存在しているほか、インターネット上で特定の地域を同和地区として指摘するような書き込みもあります。部落差別（同和問題）を解消することが必要です。

部落差別（同和問題）

部落差別（同和問題）は、日本社会の歴史的過程で形作られた身分差別により、日本国民の一部の人々が、長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態に置かれることを強いられ、同和地区と呼ばれる地域の出身者であることなどを理由に結婚を反対されたり、就職などの日常生活の上で差別を受けたりするなどしている、我が国固有の人権問題です。

この問題の解決を図るため、国は、地方公共団体と共に、

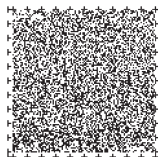
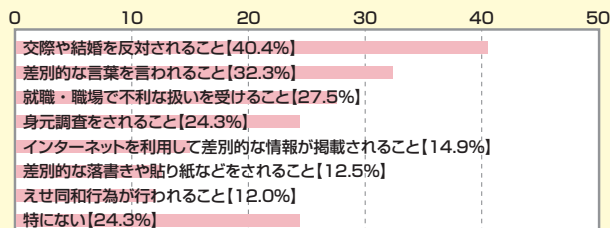
昭和44年から33年間、特別措置法に基づき、地域改善対策を行ってきました。その結果、同和地区の劣悪な環境に対する物的な基盤整備は着実に成果を上げ、一般地区との格差は大きく改善されました。

しかしながら、平成28年12月に施行された「部落差別の解消の推進に関する法律」（部落差別解消推進法）に基づき実施し、令和2年6月に公表した部落差別の実態に係る調査の結果（https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00127.html）では、部落差別（同和問題）に関する正しい理解が進む一方で、インター

ネット上での特定個人や不特定者を対象とする誹謗中傷等の差別的表現の書き込みや、結婚・交際の場面における差別的取扱いの事案の発生等、偏見・差別意識が依然として残っていることや、インターネット上で部落差別関連情報を閲覧した者の一部には差別的な動機が見られることなどが明らかと

●内閣府「人権擁護に関する世論調査」（令和4年8月調査）から

部落差別・同和問題に関し、体験したことや、身の回りで見聞したこと、人権問題だと思ったことはどのようなことですか。部落差別・同和問題を知っているとする者に、複数回答（%）





なっています。部落差別（同和問題）については、同法及び附帯決議のほか、上記の調査結果を踏まえ、適切に対応していくことが必要です。

法務省の人権擁護機関では、部落差別（同和問題）解消のため、部落差別解消推進法の内容を周知するとともに、啓発動画を配信するなどの各種人権啓発活動に取り組んでいます。また、部落差別（同和問題）をめぐる人権侵害事案に対し、人権相談及び人権侵犯事件の調査・処理を通じ、その被害の救済及び予防を図っています。関係行政機関からの通報等により、インターネット上で特定の地域を同和地区であると指摘するなどの内容の情報を認知した場合は、違法性を判断した上で、その情報の削除をプロバイダ等に要請するなど、適切な対応に努めています。

■部落差別（同和問題）に関する人権侵犯事件の新規救済手続開始件数

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
部落差別（同和問題）に関する人権侵犯	244 (211)	308 (296)	433 (414)	448 (430)	499 (475)

※（ ）内は、インターネット上の識別情報の揭示事案の件数。



啓発動画
「『誰か』のこと
じゃない。」



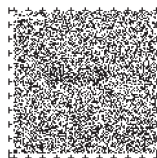
えせ同和行為の排除

部落差別（同和問題）の解消を阻む大きな要因になっているものに、いわゆるえせ同和行為の横行があります。これは、部落差別（同和問題）を口実にして企業や官公署等に不当な利益や義務のないことを求める行為（例えば、高額な書籍を売りつけるなど）を指します。

えせ同和行為に対しては、行政機関や企業等が密接に連携し、不当な要求には、き然とした態度をとることなどが必要です。

国は、昭和62年に全省庁参加の下、「えせ同和行為対策中央連絡協議会」を設置し、また、地方においても、全国の法務局・地方法務局を事務局として「えせ同和行為対策関係機関連絡会」を設置するなど、えせ同和行為を排除するための取組を行っています。

また、法務省では、えせ同和行為への対応に関する手引を法務省ホームページで公開（<https://www.moj.go.jp/content/001361670.pdf>）するとともに、えせ同和行為の実態を把握するため、昭和62年から12回にわたってアンケート調査を実施しています（直近の調査結果は、<https://www.moj.go.jp/content/001290375.pdf>）。



⑥ アイヌの人々

アイヌの歴史等に関する認識と理解を深め、アイヌの人々に対する偏見や差別を解消していくことが必要です。

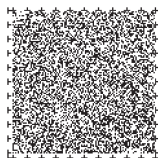
アイヌの人々は、固有の言語や伝統的な儀式・祭事、「ユカㇿ」などの多くの口承文芸等、独自の豊かな文化を持っていますが、近世以降のいわゆる同化政策等により、今日では、その文化の十分な保存・伝承が図られているとは言い難い状況にあります。特に、母語としてアイヌ語を理解し、アイヌの伝統等を担う人々の高齢化が進み、これらを次の世代に継承していく上での重要な基盤が失われつつあります。

政府は、平成19年9月に国連総会で採択された「先住民族の権利に関する国際連合宣言」や、平成21年7月の「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」による報告を踏まえ、総合的かつ効果的なアイヌ政策を推進しています。

また、令和元年5月に施行された「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」では、アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活することができ、その誇りが尊重される社会を実現することを目的として、アイヌの人々への、アイヌであることを理由とした差別の禁止に関する基本理念や、アイヌ政策を総合的かつ継続的に実施するための支援措置などが定められています。政府は、同法に基づき、従来の文化振興や福祉政策に加え、地域振興、産業振興、観光振興を含めたアイヌ政策を総合的かつ効果的に推進しています。

令和2年7月、アイヌ文化の復興・創造の拠点として、北海道白老郡白老町に「民族共生象徴空間」（愛称：ウポポイ）が開業しました。こちらは、アイヌの暮らしや伝統芸能を様々な視点から体感することのできる場となっています。

法務省の人権擁護機関では、アイヌの歴史等に関する理解と認識を深め、アイヌの人々に対する偏見や差別の解消を目指して、啓発動画を配信するとともに、北海道へ遠足や修学旅行等に行く際の事前学習教材として同動画の活用を図るなど様々な人権啓発活動に取り組んでいます。また、令和4年5月から「アイヌの方々のための相談事業」との連携を開始するなど、人権相談や調査救済活動に取り組んでいます。





1. 主な人権課題

2. 特集
障害のある人に対する偏見や差別
のない共生社会の実現に向けた取組

3. 法務省の人権擁護機関の仕組み

4. 法務省の人権擁護機関の活動

5. 国際社会における人権擁護



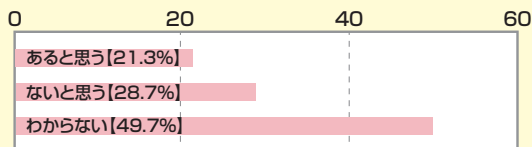
啓発動画
「アコロ青春 a=kor
アコロ(アイヌ語で「私たちの」)」



●内閣官房・内閣府「アイヌに対する理解度に関する世論調査」

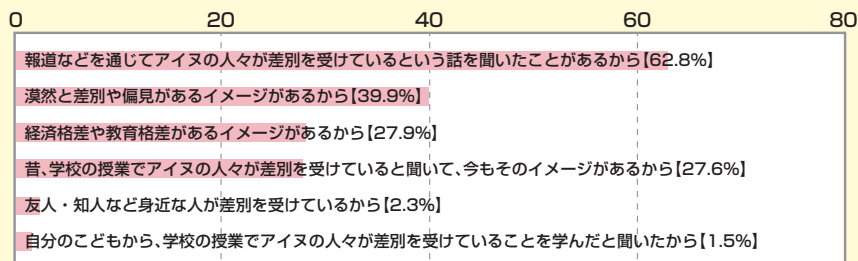
(令和4年11月調査)から

アイヌの人々に対する差別や偏見の有無



差別や偏見があると思う理由

差別や偏見が「あると思う」と答えた者に、複数回答(%)

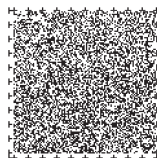


■アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律 (平成31年法律第16号)

第4条 何人も、アイヌの人々に対して、アイヌであることを理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

■アイヌの人々に対する差別待遇に関する人権侵犯事件の 新規救済手続開始件数

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
アイヌの人々に対する 差別待遇	0	0	1	6	1

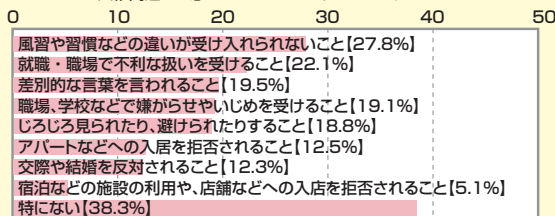


7 外国人

共生社会を実現するため、文化等の違いを正しく理解し、これらを尊重することが重要であるとの認識を深めていくことが必要です。

我が国に在留する外国人は、令和6年末現在で約377万人であり、過去最高となっています。こうした中、文化、言語、宗教、習慣等の違いから、外国人をめぐって様々な人権問題が発生しています。

●内閣府「人権擁護に関する世論調査」(令和4年8月調査)からあなたが、日本に居住している外国人に関し、体験したことや、身の回りで見聞きしたことで、人権問題だと思ったことはどのようなことですか。複数回答(%)



法務省の人権擁護機関では、多くの言語に対応した「外国語人権相談ダイヤル」、**「外国語インターネット人権相談受付窓口」**及び**「外国人のための人権相談所」**を設置して人権相談に応じるほか、外国人に対する偏見や差別の解消を目指して、**人権啓発活動や調査救済活動に取り組んでいます。**

また、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動が、いわゆるヘイトスピーチであるとして社会的な関心を集めたことから、平成28年6月に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」が施行されましたが、ヘイトスピーチは今もなお解消されていません。こうした言動は、人々に不安感や嫌悪感を与えるだけでなく、人としての尊厳を傷つけたり、差別意識を生じさせたりすることになりかねず、許されるものではありません。

なお、同法が審議された国会の附帯決議のとおり、「本邦外出身者」に対するものであるか否かを問わず、国籍、人種、民族等を理由として、差別意識を助長し又は誘発する目的で行われる排他的言動は決してあってはならないものです。



啓発冊子(マンガ)
「私たちの身近にある
ヘイトスピーチ」



啓発動画
「『誰か』のこと
じゃない。」



啓発動画
「ヘイトスピーチ、
許さない。
(インターネット編)」





1. 主な人権課題

法務省の人権擁護機関では、関係省庁や地方公共団体との情報共有も行いながら、「ヘイトスピーチ、許さない。」をキャッチコピーとした各種人権啓発活動や、ヘイトスピーチによる被害等についての人権相談、調査救済活動に取り組んでいます。

■外国人に対する差別待遇に関する人権侵犯事件の新規救済手続開始件数

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
外国人に対する差別待遇	60	59	47	83	98

You can get the Human Rights Counseling Leaflet for Foreigners from the Ministry of Justice website at : <https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken21.html>

資料 外国語による人権相談

対応言語 英語・中国語・韓国語・フィリピン語・ポルトガル語・ベトナム語・ネパール語・スペイン語・インドネシア語・タイ語

Language English, Chinese, Korean, Filipino, Portuguese, Vietnamese, Nepali, Spanish, Indonesian, and Thai

外国人人権相談ダイヤル(全国共通) (Foreign-language Human Rights Hotline)

 **0570-090911**

対応時間 平日(年末年始を除く) 9:00~17:00

※この電話は民間の多言語電話通訳サービス提供事業者に接続の上、管轄の法務局・地方法務局につながります。

外国語インターネット人権相談受付窓口(Human rights counseling services on the Internet)

<https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken21.html#01>



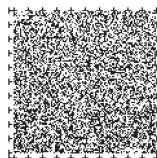
外国人のための人権相談所(Human Rights Counseling Centers for Foreigners)

全国の法務局・地方法務局(62ページ以下参照)において、通訳を介するなどして面談による人権相談に応じています(上記以外の言語にも対応可)。

対応時間 平日(年末年始を除く) 9:00~17:00

法務局・地方法務局の窓口以外でも、以下のとおり人権相談所を開設しています。

所在地	開設場所	受付日時	対応言語	お問合せ先
高松市	アイバル香川 (香川国際交流会館)会議室 高松市番町 1-11-63	毎月 第3金曜日 13:00 ~ 15:00 (予約制)	英語、中国語	高松法務局 人権擁護部 087(821)7850
松山市	愛媛県国際交流センター 松山市道後一万 1-1	毎月 第4木曜日 13:30 ~ 15:30	英語、中国語	松山地方法務局 人権擁護課 089(932)0888



2. 特集

障害のある人に対する偏見や差別
のなく共生社会の実現に向けた取組

3.

法務省の人権擁護機関の仕組み

4.

法務省の人権擁護機関の活動

5.

国際社会における人権擁護

感染症に対する正しい知識と理解の不足から、社会生活の様々な場面で、差別やプライバシー侵害などの人権問題が発生しています。感染症に関する正しい知識と理解を深め、偏見や差別を解消していくことが必要です。

HIV（ヒト免疫不全ウイルス）は感染力が弱く、日常生活では感染しません。感染経路は、主に「性的接触による感染」、「血液を介しての感染」及び「母子感染」の3つに限られています。

また、肝炎は、その多くがB型肝炎ウイルス、C型肝炎ウイルスに起因するもので、主に血液や体液を介して感染する以外に、普段の生活の中で感染することはありません。

しかし、これらのことが十分に理解されていない結果として、偏見や差別に苦しんでいる感染者や患者も少なくありません。

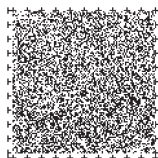
新型コロナウイルスに関連しては、感染者や医療従事者等への偏見・差別を始めとする様々な人権問題が発生しました。このような状況を踏まえ、令和3年2月に改正された「新型インフルエンザ等対策特別措置法」では、患者等に対する差別的取扱いの防止に係る国及び地方公共団体の責務を定める規定が設けられたほか、令和6年7月には、同法に基づく基本計画が抜本的に見直され、感染症危機に強くてもしなやかに対応できる社会を目指すに当たり、基本的人権の尊重が一つの目標として掲げられました。

政府は、感染症をめぐる偏見や差別の解消のため、感染症についての正しい知識の普及啓発を行っています。

法務省の人権擁護機関でも、感染症に関連する偏見や差別をなくすために、人権啓発活動や人権相談、調査救済活動に取り組んでいます。



啓発動画「『誰か』のこと じゃない。」



■疾病患者に対する差別待遇に関する人権侵犯事件の新規救済手続開始件数

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
疾病患者（ハンセン病患者等を除く。）に対する差別待遇	44	68	49	24	11



⑨ ハンセン病患者・元患者やその家族

ハンセン病患者・元患者やその家族に対する偏見や差別は、今なお社会に根深く残っています。この偏見や差別を解消するには、ハンセン病に関する正しい知識と、ハンセン病患者・元患者やその家族が置かれている現実を理解することが必要です。

ハンセン病は、らい菌による感染症ですが、らい菌の病原性は弱く、仮に感染しても発病する可能性は極めて低い上、現在では有効な治療薬が存在し、早期の治療により障害を残すことなく治る病気です。しかし、かつて我が国で採られた強制隔離政策により、ハンセン病が恐ろしい感染症であるという誤った認識が国民の間に広まったことで、ハンセン病患者・元患者やその家族は、社会からのいわれのない差別や偏見の対象となってきました。

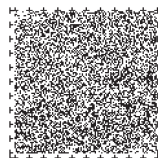
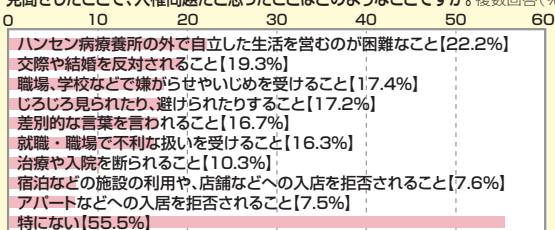
平成13年5月、国のハンセン病政策の転換が遅れたことなどの責任を問う「らい予防法違憲国家賠償請求訴訟」に関し、国の責任を認める熊本地方裁判所判決が言い渡されました。この判決以後、政府は、平成20年6月に成立した「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」をも踏まえ、ハンセン病に関する正しい知識の普及啓発等に取り組んできました。

しかし、偏見や差別の根絶には至らず、令和元年6月には、患者・元患者の家族が偏見や差別の被害等を

訴えた「ハンセン病家族国家賠償請求訴訟」に関し、国の責任を認める熊本地方裁判所判決が言い渡されました。これを受けて、同年7月に公表された「ハンセン病家族国家賠償請求訴訟の判決受入れに当たっての内閣総理大臣談話」では、患者・元患者のみならず、その家族に対しても、社会において極めて厳しい偏見、差別が存在し、患者・元患者とその家族が苦痛と苦難を強いられてきたことに対し、政府としての深い反省とおわびが示されるとともに、家族を対象とした新たな補償の措置を講ずること、関係省庁が連携・協力し、患者・元患者やその家族が置かれていた境遇を踏まえた人権啓発、人権教育などの普及啓発活動の

●内閣府「人権擁護に関する世論調査」(令和4年8月調査)から

あなたが、ハンセン病患者・元患者やその家族に関し、体験したことや、身の回りで見聞きしたことで、人権問題だと思ったことはどのようなことですか。複数回答(%)



強化に取り組むことが示されました。

厚生労働省の下に設置され有識者や当事者により構成された「ハンセン病に係る偏見差別の解消のための施策検討会」において、令和5年3月に取りまとめられた報告書の中でも、関係省庁が連携して啓発や相談等に関する施策を講じることなどが求められています。

法務省の人権擁護機関では、ハンセン病患者・元患者やその家族が置かれていた境遇を踏まえた人権啓発活動の強化に取り組んでいます。

例えば、ハンセン病問題に関するシンポジウムを開催し、当事者の方々による講演や学生等も参加するパネルディスカッションを行うとともに、シンポジウムの内容をオンライン配信するなどして、元患者やその家族の思いを広く周知しています。また、パネル展やインターネット広告を実施したり、啓発動画を配信したりするなど、ハンセン病についての正しい理解の普及と偏見差別の解消に向けて、関係省庁と連携し、様々な人権啓発活動を実施しています。ハンセン病患者等に対する差別事案については、人権相談や調査救済活動に取り組んでいます。



啓発動画
「ハンセン病問題を知る
～元患者と家族の思い～」



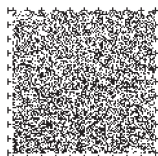
啓発動画
「～ハンセン病と家族の物語
～夢でしか帰れなかった故郷」



啓発動画
「ハンセン病問題
～過去からの証言、
未来への提言～」

■ハンセン病患者等に対する差別待遇に関する人権侵犯事件の新規救済手続開始件数

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
ハンセン病患者等に対する差別待遇	0	1	0	1	0





10

刑を終えて出所した人やその家族

刑を終えて出所した人等やその家族に対する不当な差別的取扱いの事案等が発生しています。社会復帰のためには、本人の強い更生意欲と併せて、周りの人々の理解と協力が必要です。

刑を終えて出所した人等やその家族に対する偏見や差別は根強く、就職に際しての差別や住居の確保の困難等、社会復帰を目指す人たちにとって、現実には極めて厳しい状況にあります。刑を終えて出所した人等が、地域社会に包摂され、その一員として安定した社会生活を営むためには、本人の強い更生意欲と併せて、家族はもとより、職場、地域社会の理解と協力が必要です。

政府においては、「再犯の防止等の推進に関する法律」に基づき、令和5年3月に策定された「第二次再犯防止推進計画」等により、刑を終えて出所した人等が、責任ある社会の構成員として受け入れられるよう、広報・啓発活動を始めとする再犯の防止等のための様々な施策を推進しています。

法務省では、再犯防止啓発月間及び“社会を明るくする運動”強調月間である7月を中心に、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人の改善更生、再犯の防止等について広く国民の関心と理解を深めるための広報・啓発活動を展開しています（“社会を明るくする運動”の詳細は、法務省ホームページをご覧ください。）。

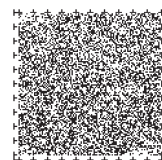
法務省の人権擁護機関では、刑を終えて出所した人やその家族に対する偏見や差別をなくし、社会復帰に資するよう人権啓発活動や人権相談、調査救済活動に取り組んでいます。

■刑を終えた人に対する差別待遇に関する人権侵犯事件の新規救済手続開始件数

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
刑を終えた人に対する差別待遇	5	4	4	2	7



法務省ホームページ
“社会を明るくする運動”



犯罪被害者やその家族は、直接的な被害のほかに、興味本位のうわさや心ない中傷により名誉が傷つけられたり、プライバシーが侵害されたりするなどの二次的な被害を受けることがあります。犯罪被害者とその家族の人権に配慮することが必要です。

犯罪被害者やその家族は、犯罪そのものやその後遺症によって精神的、経済的に苦しんでいるにもかかわらず、追い打ちを掛けるように、興味本位のうわさや心ない中傷等により名誉が傷つけられたり、私生活の平穏が脅かされたりするなどの問題が指摘されています。

こうした犯罪被害者等の権利利益の保護が図られる社会を実現させるため、平成16年12月に「犯罪被害者等基本法」が成立しました。同法に基づき、「第4次犯罪被害者等基本計画」が令和3年3月に策定され、同基本計画に掲げられた施策が進められています。

また、毎年11月25日から12月1日までの1週間を「犯罪被害者週間」として、犯罪被害者等が置かれている状況や犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏への配慮の重要性等について、理解を深めてもらうことを目的とした活動が展開されています。

法務省では、犯罪被害者等の保護・支援のための制度を広く国民に紹介し、その周知を図るためのパンフレットを法務省ホームページに掲載するなどしています（パンフレットの詳細は、法務省ホームページをご覧ください。）。

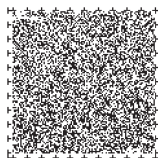
法務省の人権擁護機関では、犯罪被害者やその家族の人権に対する配慮と保護を図るため、人権啓発活動や人権相談、調査救済活動に取り組んでいます。

■犯罪被害者等に関する人権侵犯事件の新規救済手続開始件数

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
犯罪被害者等に関する人権侵犯	4	0	2	1	6



法務省ホームページ
「犯罪被害者の方々へ」





インターネット上の人権侵害

インターネット上において、個人に対する誹謗中傷、名誉毀損やプライバシーの侵害などの人権問題が起きています。インターネットを正しく利用し、人権侵害をなくすことが必要です。

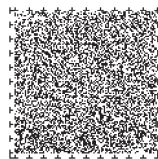
インターネットの普及に伴い、その匿名性や情報発信の容易さから、個人に対する誹謗中傷、名誉毀損やプライバシーの侵害、差別を助長する表現の掲載など、人権に関わる様々な問題が発生しています。こうした行為は人を傷つけるものであり、書き込みをした人が罪に問われることもあります。インターネット上の誹謗中傷が社会問題化していることを契機として、誹謗中傷に対する非難が高まるとともに、これを抑止すべきとの国民の意識が高まる中、近時の誹謗中傷の実態への対処として、令和4年7月、侮辱罪の法定刑の引上げが行われました。引き続き、一般のインターネット利用者等に対して、人権に関する正しい理解を深めるための啓発活動を推進していくことが必要です。

小学生・中学生等の青少年のインターネットの利用が年々増加している一方、SNS等を利用した誹謗中傷や違法ダウンロードなど、子どもが加害者や被害者になり、トラブルに巻き込まれる事案も発生していることを踏まえ、毎年、多くの青少年が初めてスマートフォン等を手にする2月から5月の卒業・進学・進級の時期に合わせ、「春のあんしんネット・新学期一斉行動」として、スマートフォンやSNS等の安全・安心な利用を呼び掛ける啓発活動が集中的に行われています。

また、いわゆるリベンジポルノ等による被害の発生・拡大を防止するため、私的に撮影された性的画像を公表する行為や公表目的で提供する行為に対する罰則及び被害者に対する支援体制の整備等を内容とする「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律」が平成26年12月に施行され、同法に基づく取締りが進められています。

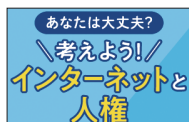
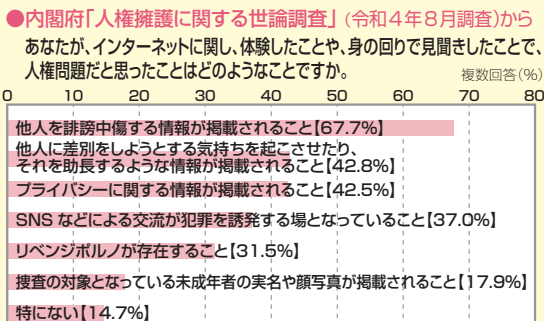
さらに、令和7年4月には、インターネット上の誹謗中傷等違法・有害情報の流通の問題に関し、いわゆる「プロバイダ責任制限法」について、大規模プラットフォーム事業者に対して、対応の迅速化や運用状況の透明化の義務付けなどを内容とする改正法が施行され、その通称も「情報流通プラットフォーム対処法」に改められました。

法務省の人権擁護機関では、深刻化するインターネット上の人権侵害への取組として、中学生などを対象に携帯電話会社と連携・協力し、スマートフォン等の安全な利用について



学ぶための人権教室を全国各地で実施しているほか、中学生・高校生やその保護者を対象とした啓発冊子の配布や啓発動画の作成・配信、シンポジウムの開催などの人権啓発活動を行っています。また、SNS事業者団体等と共同して、「#No Heart No SNS」をスローガンに、SNS利用に関する人権啓発サイトにおいて、情報モラルの向上を図る等の取組を行っています。

インターネット上の人権侵害情報について相談を受けた場合は、相談者の意向に応じて、相談者自身が行うプロバイダへの発信者情報開示請求やその情報の削除依頼の方法について助言するほか、調査の結果、その情報が名誉毀損やプライバシー侵害等に該当すると認められるときは、プロバイダ等にその情報の削除を求めるなどの対応に努めています。



啓発動画
「あなたは大丈夫?考えよう! インターネットと人権」

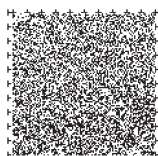


啓発動画「インターネットはヒトを傷つけるモノじゃない。」



啓発冊子
「あなたは、大丈夫?考えよう! インターネットと人権」

SNS 利用に関する人権啓発サイト
「#No Heart No SNS」



■インターネットに関する人権侵犯事件の新規救済手続開始件数

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
インターネットに関する人権侵犯	1,693	1,736	1,721	1,824	1,707



1. 主な人権課題

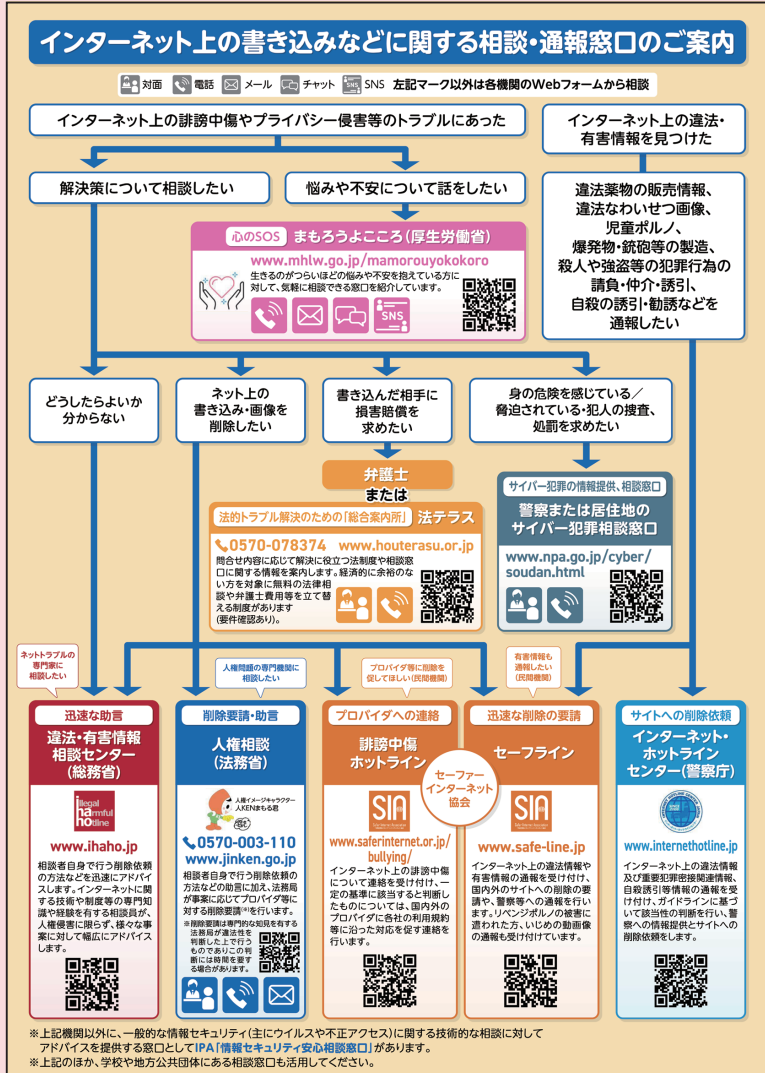
2. 特集
障害のある人に対する偏見や差別
のない共生社会の実現に向けた取組

3. 法務省の人権擁護機関の仕組み

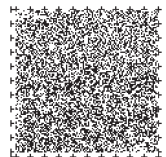
4. 法務省の人権擁護機関の活動

5. 国際社会における人権擁護

資料



上記の資料は、法務省ホームページでも公開しています。



北朝鮮当局による日本人拉致は、我が国に対する主権侵害であるとともに、重大な人権侵害です。拉致問題は、我が国の喫緊の国民的問題です。これを始めとする北朝鮮当局による人権侵害問題への対処が、国際社会を挙げて取り組むべき課題とされる中、この問題についての関心と認識を深めていくことが大切です。

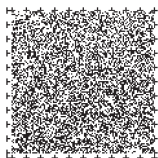
平成18年6月、北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民の認識を深めるとともに、国際社会と連携しつつ北朝鮮当局による人権侵害問題の実態を解明し、その抑止を図ることを目的とする「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行されました。この法律では、国及び地方公共団体の責務等が定められるとともに、国民の間に広く拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題についての関心と認識を深めるため、毎年12月10日から16日までの1週間を「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」とすることとされました。

同週間中、政府主催の拉致問題に関するシンポジウムを始めとする様々なイベントの開催や、電車内の中吊り広告やインターネット広告、新聞広告等の各種メ

ディアによる周知・広報などの様々な活動が行われています。



ポスター「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」



拉致問題に関するシンポジウム
～全ての拉致被害者の
一日も早い帰国の実現に向けて～



14

ホームレス

ホームレスとなった人々に対して、嫌がらせや暴行を加える事案が発生しています。ホームレスの自立の支援等においては、ホームレスの人権に配慮するとともに、地域社会の理解と協力が必要です。

平成14年に制定された「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」では、ホームレスの自立の支援等に関してはホームレスの人権に配慮することが定められています。

また、同法に基づき、令和5年7月にホームレスの実態に関する全国調査の結果を踏まえて策定した「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」では、ホームレス及び近隣住民の双方の人権に配慮しつつ、啓発広報活動、人権相談等の取組により、ホームレスの人権の擁護を推進することが必要であること等が盛り込まれています。

これらも踏まえ、法務省の人権擁護機関では、ホームレスに対する偏見や差別の解消を目指して、人権啓発活動や人権相談、調査救済活動に取り組んでいます。

■ホームレスに対する人権侵犯事件の新規救済手続開始件数

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
ホームレスに対する人権侵犯	1	1	0	0	0

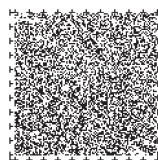
15

性的マイノリティ

性的マイノリティ（性的少数者）であることを理由とする偏見や差別により、苦しんでいる人々がいます。これらの人々は、社会の中で偏見の目にさらされ、昇進を妨げられたり、学校生活でいじめられたりするなどの差別を受けています。

政府は、これまでも公共施設、医療、就業、学校、社会福祉等の様々な場面で生じている性的マイノリティに関する様々な課題について、取組を進めてきました。

こうした中、令和5年6月に、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が成立・施行されました。同法に規定する「全ての



国民が、その性的指向又はジェンダーアイデンティティにかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものである」との基本理念にのっとり、政府では、性的指向及びジェンダーアイデンティティを理由とする不当な差別はあってはならないものであるとの認識の下、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指し、関係府省庁が連携しながら、これまでの取組とともに国民の理解増進のための施策を推進しています。

法務省の人権擁護機関では、性的マイノリティに関する偏見や差別の解消を強調事項として掲げ、講演会等の開催や啓発冊子の配布等の各種人権啓発活動を実施するとともに、人権相談、調査救済活動に取り組んでいます。また、企業・団体における性的マイノリティに関する取組を促進するとともに、社会全体の性的マイノリティの方々に対する理解の増進に資するよう、企業・団体の取組事例を紹介する投稿型の特設サイト「Myじんけん宣言・性的マイノリティ編」を開設・運用しています。



「My じんけん宣言・性的マイノリティ編」特設サイト

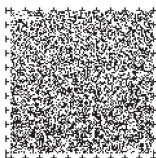


■性的マイノリティに関する人権侵犯事件の新規救済手続開始件数

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
性的マイノリティに関する人権侵犯	17	9	9	26	12

16 人身取引（性的サービスや労働の強要等）

人身取引（性的サービスや労働の強要等）は重大な人権侵害であり、人道的観点からも迅速・的確な対応が求められています。これは、人身取引が、その被害者に対して深刻な精神的・肉体的苦痛をもたらし、その被害の回復は非常に困難だからです。



政府は、令和4年12月に策定された「人身取引対策行動計画2022」に基づき、人身取引対策に係る情勢に適切に対処し、政府一体となった総合的かつ包括的な人身取引対策を推進しています。また、同計画に基づき、関係閣僚から成る「人身取引対策推進会議」を随時開催し、我が国における人



身取引の実態の把握、人身取引の防止・撲滅及び被害者の保護を推進するとともに、このような取組について広報を行い、被害に遭っていると思われる者を把握した際の通報を呼び掛けるなど、関係府省庁が協力して取組を進めています。

法務省の人権擁護機関では、人身取引についての関心と理解を深めるため、各種人権啓発活動を実施するとともに、人権相談、調査救済活動に取り組んでいます。



ポスター「人身取引対策」
(被害者向け)



リーフレット「人身取引対策」

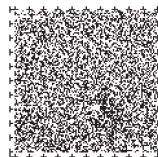
17

震災等の災害に伴う人権問題

震災等の大きな災害の発生時に、不確かな情報に基づいて他人を不当に扱ったり、被災者等に対する偏見や差別を助長するような情報を発信したりするなどの行動は、人権侵害に当たり得るだけでなく、避難や復興の妨げにもなりかねません。

平成23年3月の東日本大震災に起因して発生した東京電力福島第一原子力発電所事故に関連して、風評に基づく偏見や差別が生じており、今なお懸念されています。また、令和6年1月の能登半島地震においては、インターネット上における偽・誤情報の流通・拡散が問題となりました。震災等の災害の発生時には、正しい情報と冷静な判断に基づき、一人一人が思いやりの心を持った行動をとるよう呼び掛けていくことが必要です。

法務省の人権擁護機関では、風評に基づく差別的取扱い等、災害に伴って生じる様々な人権問題に対処するとともに、新たな人権問題の発生を防止するため、被災者の心のケアを含めた人権相談に応じています。また、啓発動画の配信等の各種人権啓発活動を実施しています。



2. 特集 障害のある人に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向けた取組

障害者基本法第3条は、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現は、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提とする旨を規定しています。政府は、これまでも、同法や同法に基づき策定された障害者基本計画、障害者差別解消法等に基づき、政府一体となり、様々な取組を進めてきました。

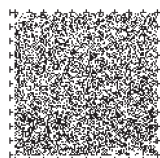
他方、令和6年7月3日、旧優生保護法を憲法違反とする最高裁判決が言い渡され、政府において様々な対応や取組が行われました。ここでは、旧優生保護法をめぐる経緯や政府における対応などについて概観します。

●旧優生保護法をめぐる経緯

昭和23年に制定された旧優生保護法は、優生上の見地から不良な子孫の出生を防止するとともに、母性の生命健康を保護することを目的として、優生手術（不妊手術）や人工妊娠中絶等について規定していました。平成8年の法改正により、この規定が削除され、法律名が母体保護法に改められましたが、これまでの間、旧優生保護法に基づき、約2万5,000件の優生手術が実施されました。多くの方々が、特定の疾病や障害を有すること等を理由として、生殖を不能にする手術又は放射線の照射を強いられ、心身に多大な苦痛を受けてきたことに対し、平成31年4月24日に、議員立法により、「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」（一時金支給法）が成立し、公布・施行されました。

また、同日、内閣総理大臣談話及び厚生労働大臣談話において、多くの方々が生殖を不能にする手術等を受けることを強いられ、心身に多大な苦痛を受けてきたことに対し、政府としての深い反省とおわびが示されました。

こうした中、令和6年7月3日、「旧優生保護法国家賠償請求訴訟」に関し、最高裁判所において、旧優生保護法の優生手術に関する規定を憲法違反とした上で、当該規定に係る国会議員の立法行為は、「国家賠償法」第1条第1項の適用





1. 主な人権課題

2. 特集 障害のある人に対する偏見や差別の根絶に向けた取り組み

3. 法務省の人権擁護機関の仕組み

4. 法務省の人権擁護機関の活動

5. 国際社会における人権擁護

上違法であり、国の損害賠償責任を認めるとする判決が言い渡されました。同判決を受け、同月17日には岸田内閣総理大臣が旧優生保護法国家賠償請求訴訟の原告団の方々と面会し、政府を代表して心からの謝罪を申し上げるとともに、訴訟についても早急な解決に向けた取組を進めることを表明しました。同年9月13日には、加藤内閣府特命担当大臣（こども政策 少子化対策 若者活躍 男女共同参画）と優生保護法被害全国原告団及び優生保護法被害全国弁護士との間で、「係属訴訟の和解等のための合意書」が締結されました。同合意書に基づき、旧優生保護法国家賠償請求訴訟の原告団の方々と和解手続を進め、同年11月15日、関連する訴訟の全件が終局しました。

また、同年9月30日、加藤内閣府特命担当大臣（こども政策 少子化対策 若者活躍 男女共同参画）と優生保護法被害全国原告団、優生保護法被害全国弁護士及び優生保護法問題の全面解決をめざす全国連絡会との間で、「基本合意書」が締結されました。この基本合意書に基づき、優生保護法問題の全面的な解決に向けた施策等の検討、実施に当たって、優生保護法被害全国原告団等と関係府省庁との協議の場を設置し、継続的・定期的な協議を行うこととされ、令和7年3月27日に「第1回旧優生保護法問題の全面解決に向けた協議」が開催されました。



岸田内閣総理大臣と原告団等との面会の様子
出典：首相官邸ホームページ
(https://www.kantei.go.jp/jp/101_kishida/actions/202407/17menkai.html)

基本合意書の概要

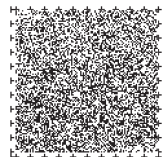
令和6年9月30日 原告団・弁護士・優生連・国との間で締結

趣旨

- 令和6年9月13日の「係属訴訟の和解等のための合意書」、令和6年9月20日に開催した「障害者に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向けた対策推進本部」における総理指示に基づき、旧優生保護法による被害者の被害回復、優生思想及び障害者に対する偏見差別の根絶等、優生保護法問題の全面的な解決を目指し、令和6年9月30日、原告団・弁護士・優生連・優生保護法問題の全面解決をめざす全国連絡会（優生連）・国間で「基本合意書」を締結。
- 今後、この合意書をもとに、恒久対策等の施策の具体化などのため、継続的・定期的な協議の場を開催し、被害者の被害の回復や優生思想及び障害者に対する偏見差別の根絶に向け、全力を尽くす。

合意書の内容

- 国の責任と謝罪
- 超党派の議員連盟で検討中の新たな補償の仕組みに関する法律案に基づき、全ての優生保護法被害者に対する補償の実現を目指し、相談窓口の整備、情報保障、広報及び周知などに取り組む。
- 優生保護法被害者の被害の回復に向けた施策、真相究明・再発防止のための調査・検証、偏見差別の根絶に向けた施策の推進等に取り組む。
- 優生保護法問題の全面的な解決に向けた施策等の検討、実施に当たって、優生保護法被害全国原告団、優生保護法被害全国弁護士及び優生連と関係府省庁との協議の場を設置し、継続的・定期的な協議を行う。



訴訟を起こしていない方々も含めた幅広い方々を対象とする新たな補償については、最高裁判決を踏まえ、一時金支給法の全部を改正し、旧優生保護法に基づく優生手術等や人工妊娠中絶等を受けた者等に対する補償金等の支給等を定めた「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律」（補償金等支給法）が令和6年10月8日に議員立法により全会一致で可決・成立し、同月17日に公布、令和7年1月17日に施行されました。補償金等支給法の前文では、国会及び政府は、最高裁判決を真摯に受け止め、憲法に違反する規定に係る立法行為を行い及びこれを執行するとともに、優生上の見地からの誤った目的に係る施策を推進してきたことについて、悔悟と反省の念を込めて深刻にその責任を認めるとともに、心から深く謝罪する旨規定されています。

補償金等支給法の施行に併せて、石破内閣総理大臣が旧優生保護法国家賠償請求訴訟の原告団の方々と面会し、原告団の方々から、これまでの経験や思いなどを伺い、補償金等支給法に基づく新たな補償が被害者の方々に届くよう力を尽くしていくことを表明しました。



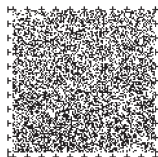
石破内閣総理大臣と原告団等との面会の様子
出典：首相官邸ホームページ
(<https://www.kantei.go.jp/jp/103/actions/202501/17menkai.html>)



こども家庭庁ホームページ
「旧優生保護法補償金等に係る
特設ホームページ」

● 障害者に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向けた行動計画

令和6年7月17日の旧優生保護法国家賠償請求訴訟の原告団の方々との面会の場において、岸田内閣総理大臣は、優生思想及び障害者に対する偏見差別の根絶に向けて、これまでの取組を点検し、教育・啓発等を含めて取組を強化するため、全府省庁による新たな体制を構築することを表明しました。



これを受け政府は、内閣総理大臣を本部長とし、全ての府省庁の閣僚を構成員とする「障害者に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向けた対策推進本部」を設置しました。同本部は、全省庁におけるこれまでの取組を点検し、障害の

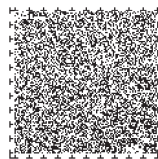


1. 主な人権課題

ある人に対する偏見や差別の根絶に向け、教育・啓発等を含めた取組を強化するため、人権や障害分野の有識者の参画の下、旧優生保護法の被害者や障害当事者からの意見聴取を重ねつつ検討を進め、障害のある人に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向け政府全体で取り組むべき事項を取りまとめた障害者に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向けた行動計画（以下「行動計画」といいます。）を同年12月27日に策定しました。

行動計画では、「これまで障害のある人が受けてきた差別、隔離、暴力、特別視はあってはならないものである。」とし、「障害の社会モデル」の考え方を踏まえ、「わが国は、特定の疾病や障害を有する者に対する優生上の見地からの偏見や差別をはじめ、障害のない人を基準とし障害のある人を劣っているとみなす態度や行動と決別しなければならない。」としました。その上で、「子育て等の希望する生活の実現に向けた支援の取組の推進」、「公務員の意識改革に向けた取組の強化」、「ユニバーサルデザイン2020行動計画で提唱された『心のバリアフリー』の取組の強化」等を柱として、取り組むべき事項を整理しました。今後は、速やかに施策を実行に移すとともに、障害者政策委員会における報告や意見聴取を経て、次期障害者基本計画などにも反映させていくこととし、外部有識者や障害当事者の参画の下で実施状況を監視する体制を強化していくこととしています。

法務省の人権擁護機関では、行動計画に基づき、令和6年度中に全国の法務局・地方法務局に対し、旧優生保護法に関する研修用DVDを配布し、人権相談や調査救済事務に従事する職員及び人権擁護委員を対象とする研修を実施しました。また、公務員の意識改革に向けた取組の強化として、令和7年度に実施する国家公務員や地方公務員に対する研修において、旧優生保護法の歴史的経緯や被害当事者の声を取り入れることによる公務員に対する人権啓発の実施、ユニバーサルデザイン2020行動計画で提唱された「心のバリアフリー」の取組の強化として、社会福祉協議会等と連携して、障害当事者の参画を得つつ、障害者スポーツ体験や文化芸術活動等と、人権擁護委員による人権教室とを組み合わせるなどした人権啓発活動の実施をすることとしています。さらに、人権相談窓口において、人権相談等を通じて障害のある人に関する人権侵害の疑いのある事案を認知した場合は、人権侵犯事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講じ、その際、人権侵犯性の有無にかかわらず、事案に応じて障害者差別解消法の趣旨を踏まえたより望ましい対応を提示するなど、積極的に啓発を行っていくこととしています。



2. 特集 障害のある人に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向けた取組

3. 法務省の人権擁護機関の仕組み

4. 法務省の人権擁護機関の活動

5. 国際社会における人権擁護

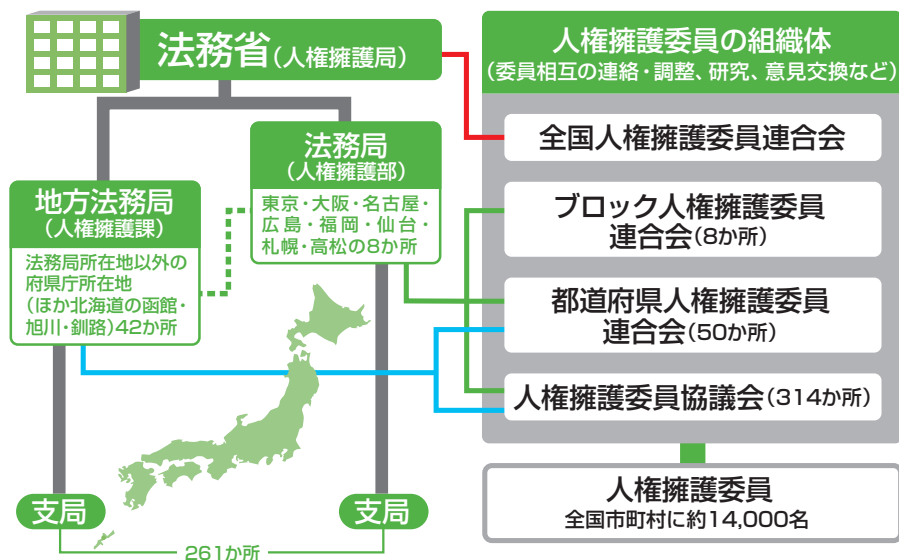
3.法務省の人権擁護機関の仕組み

「1.主な人権課題」で述べたとおり、私たちの周りでは人権に関わる様々な問題が起きています。この章では、このような問題に取り組むために設けられている法務省の人権擁護機関の仕組みを紹介します。

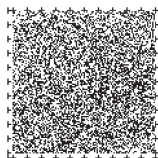


人権相談

法務省の人権擁護機関の構成図（令和7年6月1日現在）



① 法務省人権擁護局とその下部機関



国民の人権擁護に携わる国の行政機関として、法務省に人権擁護局が、その下部機関として、法務局に人権擁護部、地方法務局に人権擁護課がそれぞれ設けられており、人権擁護のための活動を行っています。また、法務局・地方法務局の下部機関である支局でも人権擁護の業務を行っています。



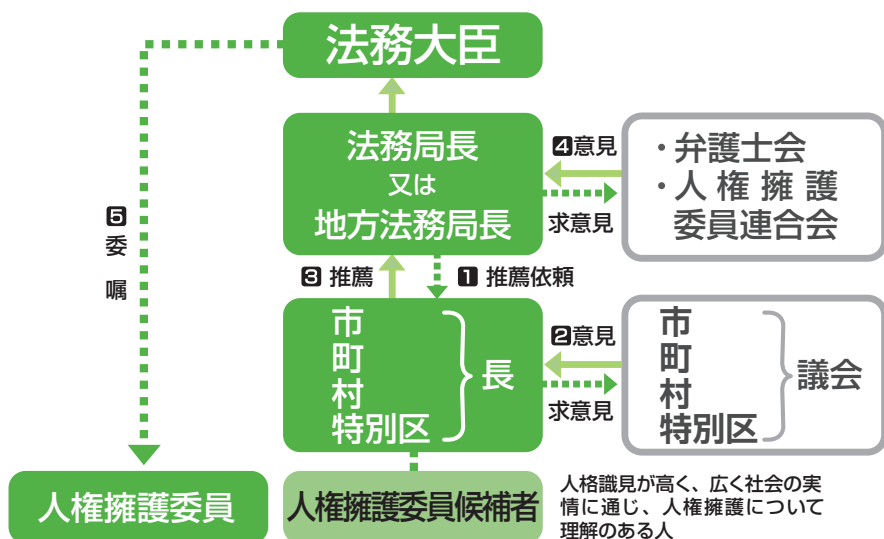
② 人権擁護委員

人権擁護委員は、あなたの街の相談パートナーです。相談は無料で、秘密は厳守します。困ったことがあったら、気軽に相談してください。

人権擁護委員は、法務大臣が委嘱した民間のボランティアの方々です。人権擁護委員制度は、様々な分野の方々が、地域の中で人権尊重思想を広め、住民の人権が侵害されないように配慮し、人権を擁護していくことが望ましいという考えから創設されたものであり、こうした官民連携の取組は、諸外国でも例を見ないものです。

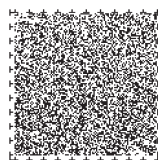
現在、約14,000名の委員が全国の各市町村（東京都においては特別区を含む。）に配置され、それぞれの地域において、経歴や専門分野をいかした積極的な活動を行っています。

人権擁護委員はこうして委嘱されます。



人権擁護活動
シンボルマーク

このシンボルマークは、法務省の人権擁護機関が行う啓発広報活動に統一性・独自性を持たせるとともに、人権擁護活動についての親近感を深め、啓発広報活動をより効果的にすることを目的として、平成4年12月から使用されています。



■人権擁護委員の活動の様子



面接による人権相談



人権の花運動



地元企業での研修講師



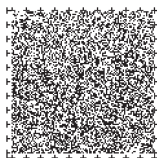
地元FM放送での人権啓発

人権擁護委員は、法務局における人権相談所に加え、市役所等の公共施設、社会福祉施設や商業施設等においても、特設人権相談所を随時開設して、住民からの人権相談に応じています。

相談等を通じて、被害者から「人権を侵害された」という申告等があった場合は、法務局職員と協力して、人権侵犯事件の調査に当たり、当事者の関係を調整するなど、事案の円満な解決を図っています。

また、地域住民に人権について関心を持ってもらえるような人権啓発活動（小・中学生や幼稚園児等を対象に、思いやりの大切さを教える「人権教室」（48ページ参照）や「人権の花運動」（49ページ参照）、地元企業等における人権研修の講師等）や地元FM放送局での人権擁護委員の活動の紹介など、各地域に根ざした活動を行っています。

あなたの街の人権擁護委員については、お近くの法務局・地方法務局又はその支局にお尋ねください。





1. 主な人権課題

2. 特集
障害のある人に対する偏見や差別
のない共生社会の実現に向けた取組

3. 法務省の人権擁護機関の仕組み

4. 法務省の人権擁護機関の活動

5. 国際社会における人権擁護

6月1日は「人権擁護委員の日」です。

全国人権擁護委員連合会は、人権擁護委員法が施行された日（昭和24年6月1日）を記念して、毎年6月1日を「人権擁護委員の日」と定め、この日の前後に特設人権相談所の開設や地域住民の皆さんに人権への理解を深めてもらうための人権啓発活動の実施など、全国各地で取組を展開しています。

人権擁護委員として人権擁護活動を行ってみませんか。詳しくは、お近くの法務局・地方法務局又はその支局にお尋ねください。



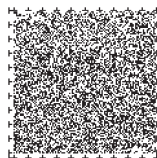
人権擁護委員の制度や活動を
紹介するウェブサイト

人権擁護委員のき章



外枠に「かたばみ」の葉をあしらい、中に菊形の「人」の文字を配したデザイン。

「かたばみ」は、地をはって広がっていく根強い植物であり、人権尊重思想が広がっていくようにとの願いが込められています。



4.法務省の人権擁護機関の活動

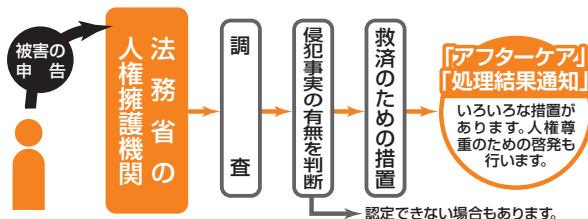
法務省の人権擁護機関では、どのようにして皆さんの人権を守っているのでしょうか。その活動は、大きく分けて、人権侵犯事件の調査救済、人権相談及び人権啓発です。この章では、法務省の人権擁護機関の活動を紹介します。

① 人権侵犯事件の調査救済

人権が侵害された疑いのある事件を人権侵犯事件と呼んでいます。法務省の人権擁護機関では、被害者からの救済の申出により、人権侵害の疑いのある事案を認知した場合には、「人権侵犯事件調査処理規程」（法務省訓令）に基づき速やかに救済手続を開始します。

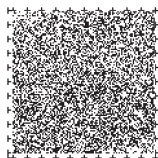
救済手続の中で、人権侵害の有無を確認するための調査を行います。ただし、この調査は、飽くまで関係者の協力による任意のものであり、警察官や検察官が行うようないわゆる強制捜査ではありません。

■調査救済の流れ



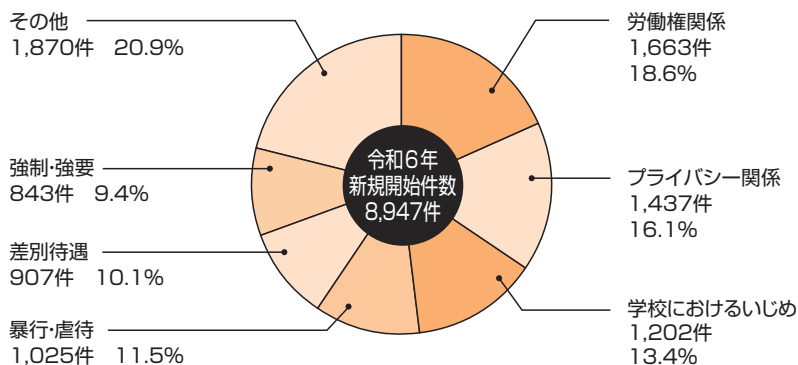
調査の結果、事案に応じて、法律的なアドバイス等をする「援助」や当事者間の話し合いを仲介等する「調整」、人権侵害を行った者に対して改善を求めるための「説示」、「勧告」、実効的な対応ができる者に対して必要な措置をとるよう求める「要請」等の7種類の救済措置のうち、適切な措置を講じます。救済措置のうち「援助」と「調整」については、効果的なタイミングを考え、調査の途中であっても講じます。

また、事案に応じ、事件の関係者に人権についての啓発をすることもあります。救済手続終了後は、被害者に処理結果を通知し、必要に応じ、関係行政機関と連携し、関係者と連絡をとるなどして、被害者のためのアフターケアを行うなどします。





■令和6年人権侵犯事件数（新規救済手続開始）の種類別内訳



人権が侵害された被害者の救済事例

法務省の人権擁護機関は、令和6年中に次のような救済措置を講じました。

①いじめ 小学校におけるいじめ

小学生の児童が、同級生から、体を後ろから押されたりするなどのいじめを受け、不登校となったにもかかわらず、学校が十分な対応を行っていないとして、当該児童の保護者から相談があった事案である。

法務局が調査した結果、学校は、本件いじめについての調査や、当該児童が再び登校できるよう配慮することとしていたものの、保護者には学校の対応が十分に伝わっていない可能性が認められた。

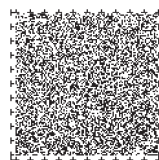
そこで、法務局の仲介によって学校と保護者の話し合いを行い、保護者の要望を整理して学校に伝え、学校からもいじめ事案には学校全体として対応し、今後も当該児童の不登校の解消に向けて対応を継続していくことが伝えられた結果、保護者が学校の対応に一定の理解を示し、当事者間の関係改善が図られた。（措置：「調整」）

②虐待 中学生に対する虐待

中学生の生徒が、親から、無理やり性的行為をされるなどの虐待を受けているが誰にも相談できないとして、「こどもの人権SOSミニレター」による相談があった事案である。

法務局は、直ちに当該生徒が在籍する学校に連絡するとともに、児童相談所に通告し、今後の対応について調整を行った。

その結果、児童相談所が速やかに当該生徒を保護するに至り、当該生徒の心身の安全が図られた。（措置：「援助」）



1. 主な人権課題

2. 特集
障害のある人に対する偏見や差別
のない共生社会の実現に向けた取組

3. 法務省の人権擁護機関の仕組み

4. 法務省の人権擁護機関の活動

5. 国際社会における人権擁護

③虐待 高校生に対する虐待

高校生の生徒が、不登校となっていることについて親に相談したところ、親から、蹴られて家を追い出されたとして、「LINEじんけん相談」による相談があった事案である。

当該生徒は、自殺を企図するかのような言葉も述べていたため、法務局は、当該生徒に現在地を確認した上で、直ちに最寄りに所在する法務局から職員が当該生徒の下へ向かい、当該生徒を保護するとともに、児童相談所への通報を行った。

その結果、学校と児童相談所が連携して当該生徒を見守る体制が構築され、それ以降、親からの暴力はなく、当該生徒の不登校も解消された。（措置：「援助」）

④不適切指導 小学校における不適切指導

小学校低学年の児童が、担任教諭から、大声で叱責されるとともに、当該児童の机等を廊下に出されるなどして教室から閉め出されたことにより不登校になったとして、当該児童の親から相談があった事案である。

法務局が調査した結果、当該教諭が、当該児童を指導する際に、十分な配慮をせず、当該言動をとったことが認められた。

法務局は、当該教諭に対し、当該言動は教育上の必要が認められない不適切な指導であるとして、基本的人権尊重の理念について正しい理解を深め、今後、同様の行為を行うことのないよう説示するとともに、学校長に対し、児童の人権について教員の理解を深めさせ、監督・指導を徹底するなど、再発防止に向けた適切な措置を講じるよう要請した。（措置：「説示」「要請」）

⑤強制・強要関係 本人の意に反した病院への搬送

成人女性である相談者が、相談者を病院へ搬送するよう相談者の夫に依頼された民間事業者スタッフから、相談者が搬送に同意していないのに、腕をつかむ、体を押さえつけるなどの暴力行為を受けながら病院に搬送されたとして、相談があった事案である。

法務局が調査した結果、当該スタッフは、被害者の有効な同意を得ることを怠ったまま、本件搬送を行ったことが認められた。

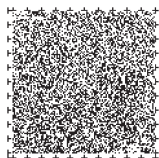
法務局は、当該スタッフに対し、本件搬送は被害者の身体・行動の自由を奪い、精神的苦痛を与える重大な権利侵害であって、人権擁護上看過できないとして、その行為の違法性を認識し、今後、同様の行為を行うことのないよう説示し、当該事業者には今後同様のことを起こさないよう啓発を行った。（措置：「説示」「啓発」）

⑥差別待遇関係 精神障害のある人に対する差別的対応

精神障害のある人が、不動産会社から、精神障害の疾患があることを理由に賃貸物件の仲介を拒否されたとして、相談があった事案である。

法務局が調査した結果、当該会社の従業員は、物件のオーナーへの意向確認等を行うこともなく、精神障害の疾患があることのみを理由として物件の仲介を拒否していたことが認められた。

法務局は、当該従業員に対し、精神障害の疾患があることのみを理由に物件の仲介を拒否した行為は、精神障害のある人に対する不当な差別的取扱いに当たる行為であり、人権擁護上看過できないとして、今後、同様の行為を行うことのないよう説示した。（措置：「説示」）



**⑦差別待遇関係 障害のある人に対する不適切な対応**

地方公共団体に勤務する障害のある人が、年末調整の手続を行う際に、障害者手帳の写しを提出するよう強制されたとして、相談があった事案である。

法務局が調査した結果、年末調整の正確性の観点から、任意で障害者手帳の写しの提出を受けることは推奨されているものの、当該地方公共団体においては、これを任意ではなく提出義務があるものと誤認していたことが認められた。当該地方公共団体は、今後は障害者手帳の写しの提出がなくとも年末調整を実施することとし、取扱いの改善が図られた。（措置：「調整」）

⑧差別待遇関係 部落差別（同和問題）に関する差別的発言

相談者から、結婚を予定していた相手の両親から、自身を同和地区出身者であると指摘され、当該結婚に反対されたほか、差別的な発言を受けたとして、相談があった事案である。

法務局が調査した結果、当該両親が、部落差別（同和問題）に関する差別意識に基づき、当該発言を行ったことが認められた。

法務局は、当該両親に対し、当該発言は他人の人権や尊厳を傷つけるものであって、人権擁護上看過できないとして、その行為の不当性を強く認識して自戒するとともに、部落差別（同和問題）に対する正しい理解を深め、同様の言動を繰り返すことのないよう説示した。（措置：「説示」）

⑨差別待遇関係 性的マイノリティに関する差別的対応

高校生の生徒から、ジェンダーアイデンティティを理由に体育の実技に参加できず見学となることを学校に伝えていたのに、当該生徒の事情に配慮した代替措置がとられず、卒業に必要な単位が不足していると言われ困っているとして、相談があった事案である。

法務局が調査した結果、当該生徒のジェンダーアイデンティティに関する情報が教諭間で十分に共有されておらず、当該生徒に対する代替措置がとられていなかったことが認められた。

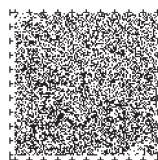
法務局の仲介により、学校は、教諭間の情報共有等について改善に努めるとともに、体育の追試についても、ジェンダーアイデンティティに配慮し、他の生徒がいない状況で実施することとし、その結果、当該生徒は追試に合格して卒業することができ、問題の解決が図られた。（措置：「調整」）

⑩インターネット上の人権侵害情報関係 インターネット上の名誉毀損

被害者から、インターネット上に、被害者の氏名や所属とともに、勤務先から懲戒処分を受けたなどの投稿がされているとして、相談があった事案である。

法務局が調査した結果、投稿されたいずれの事実も真実ではなく、当該投稿は、名誉毀損に当たると認められた。

法務局から、サイト管理者に対し、当該投稿の削除要請を行ったところ、当該投稿が削除されるに至った。（措置：「要請」）



⑪ インターネット上の人権侵害情報関係 インターネット上の名誉感情侵害

電子掲示板上で、特定の地域に住む外国人住民に対して、当該地域社会からの排斥を扇動する投稿がされたとして、法務局が調査を開始した事案である。

法務局が調査した結果、当該地域に住む外国人住民は日本から出て行けなどとする投稿がなされていたことから、当該投稿は、当該外国人住民の名誉感情を侵害するものであると認められた。

法務局から、サイト管理者に対し、当該投稿の削除要請を行ったところ、当該投稿が削除されるに至った。（措置：「要請」）

⑫ インターネット上の人権侵害情報関係 インターネット上のプライバシー侵害

被害者から、インターネット上に、被害者の氏名、住所及び電話番号などが掲載されているとして、相談があった事案である。

法務局が調査した結果、当該投稿は、プライバシー権を侵害するものであると認められた。

法務局から、サイト管理者に対し、当該投稿の削除要請を行ったところ、当該投稿が削除されるに至った。（措置：「要請」）

法務省の人権擁護機関では、被害の申告がしやすいように、「人権侵犯被害申告シート」(右参照)を用意し、法務局・地方法務局に備え置くほか、法務省ホームページに掲載し、自宅でプリントアウトして利用いただけるようにしています。



人権侵犯被害申告シート

人権侵犯被害申告シート		(秘)
(地方)法務局 支務提出 ※欄外に記入できないは、別紙に記入して併せて提出し、記入しないまま提出して差し支えありません。		
①申告者(しようとする人) (申告書) に関する事項	年齢	
氏名		
住所		
電話番号		
②申告したい行為の内容		
どこで 被害を受けた人 ☐ 申告者本人 ☐ 申告者関係 ・ 氏名 ・ 年齢 ・ 性別 ・ 申告者との関係 相手方 ・ 氏名 ・ 年齢 ・ 性別 ・ 電話番号 ・ 申告者や被害者との関係 どのようなことをされましたか、また、どのような被害を受けましたか (分からぬ範囲でかまいません)		
③人権擁護機関の関与を求める理由 (選択してください) ①相手方に対し、人権侵害行為をやめようとしている ②相手方との話し合いを希望している ③被害を回復する方法等について助言してほしい ④申告に必要としている情報を提供してほしい ⑤その他 (具体的に)		
⑥ほかにも人権擁護機関に訴えたいことをあればお書きください		



② 人権相談

毎日の生活の中で、「これは『人権問題』ではないだろうか?」と感じたり、偏見や差別、いじめ等に思い悩んだりすることがあったら相談してください。

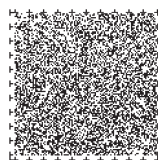
法務省の人権擁護機関では、法務局職員や人権擁護委員が人権に関する相談（人権相談）を受け付けています。相談は無料で、難しい手続は何もありません。相談内容についての秘密は厳守します。人権相談の開設場所、開設日時等については、最寄りの法務局・地方法務局又はその支局にお尋ねください。

「みんなの人権110番」(0570-003-110 (全国共通))、「こどもの人権110番」(0120-007-110) も開設しています。インターネットやLINEでも人権相談を受け付けています。相談窓口に関する詳細は、裏表紙をご覧ください。

このほか、全国の小・中学生に「こどもの人権SOSミニレター」を配布し、手紙による相談に応じるなど、様々な手段を用意して、こどもたちが相談しやすい体制をとっています(9ページ参照)。

日本語を自由に話すことの困難な外国人のために、「外国語人権相談ダイヤル」や「外国人のための人権相談所」等も開設しています(19ページ参照)。

人権相談・調査救済制度周知用リーフレット



③ 人権啓発

法務省の人権擁護機関では、国民一人一人の人権意識を高め、人権への理解を深めるための様々な活動を行っています。

具体的には、シンポジウム・講演会等のイベントの開催、人権教室や研修の実施、ホームページや動画配信サイトでの啓発資料の公表、インターネット広告の実施、テレビ・ラジオの放送、新聞・広報誌への掲載等、様々な活動を行っています。これらの活動を「人権啓発活動」といいます。

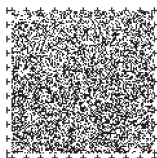
人権啓発活動は、人権侵害を未然に防ぐために必要不可欠なものです。

啓発活動重点目標

法務省の人権擁護機関では、昭和41年度から、毎年その年度の啓発活動の重点目標を掲げ、重点的な人権啓発活動を実施しています。

令和7年度の啓発活動重点目標は、「『誰か』のこと じゃない。」と決めました。この言葉には、様々な人権問題について、自分以外の「誰か」のことではなく、自分自身の問題として捉え、人権を尊重することの大切さについて考えてもらいたいとの思いが込められています。

また、多様性が尊重され、全ての人がお互いの人権や尊厳を大切にし、生き生きとした人生を送ることのできる共生社会の実現に向けて、18の啓発活動強調事項を掲げ、人権啓発活動を実施しています。



ポスター
「啓発活動重点目標」





1. 主な人権課題

2. 障害のある人に対する偏見や差別の表現に向けた取組

3. 法務省の人権擁護機関の仕組み

4. 法務省の人権擁護機関の活動

5. 国際社会における人権擁護

啓発活動強調事項

- | | |
|-----------------------------------|----------------------------------|
| ① 女性の人権を守ろう | ⑩ 刑を終えて出所した人及びその家族に対する偏見や差別をなくそう |
| ② こどもの人権を守ろう | ⑪ 犯罪被害者及びその家族の人権に配慮しよう |
| ③ 高齢者の人権を守ろう | ⑫ インターネット上の人権侵害をなくそう |
| ④ 障害を理由とする偏見や差別をなくそう | ⑬ 北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう |
| ⑤ 部落差別(同和問題)を解消しよう | ⑭ ホームレスに対する偏見や差別をなくそう |
| ⑥ アイヌの人々に対する偏見や差別をなくそう | ⑮ 性的マイノリティに関する偏見や差別をなくそう |
| ⑦ 外国人の人権を尊重しよう | ⑯ 人身取引をなくそう |
| ⑧ 感染症に関連する偏見や差別をなくそう | ⑰ 震災等の災害に起因する偏見や差別をなくそう |
| ⑨ ハンセン病患者・元患者及びその家族に対する偏見や差別をなくそう | ⑱ ゲノム情報(遺伝情報)に関する偏見や差別をなくそう |

人権週間



ポスター「第76回人権週間」

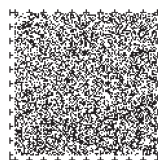
国連は、昭和23年(1948年)の第3回総会で世界人権宣言(55ページ参照)が採択されたのを記念し、昭和25年(1950年)12月4日の第5回総会において、世界人権宣言が採択された12月10日を「人権デー」と定め、加盟国等の人権の発展を更に推進するよう呼び掛けています。

我が国では、世界人権宣言が採択された翌年の昭和24年から、毎年12月10日を最終日とする1週間(12月4日から同月10日まで)を「人権週間」と定め、世界人権宣言の意義を訴えるとともに、人権尊重思想の普及高揚を呼び掛ける集中的な人権啓発活動を全国各地で展開しています。

人権啓発活動ネットワーク

法務省の人権擁護機関、都道府県、市町村、公益法人等、人権啓発活動を実施する主体間の横断的なネットワークとして、都道府県単位で「人権啓発活動都道府県ネットワーク協議会」を、また、市町村単位で「人権啓発活動地域ネットワーク協議会」を設置しています。

このネットワーク協議会では、構成員による共同啓発活動や人権啓発情報の提供等を行っています。



全国中学生人権作文コンテスト

次代を担う中学生を対象に、人権についての作文に取り組むことを通じて、人権尊重の重要性や必要性について理解を深め、豊かな人権感覚を身に付けてもらうこと等を目的として、昭和56年度から、全国中学生人権作文コンテストを実施しています。

令和6年度（第43回）は、6,450校から、73万6,513編の応募がありました。法務省ホームページでは、入賞作品を取りまとめた作文集を始め、過去の入賞作品を題材とした啓発動画や入賞作品の英訳なども掲載しています（第43回の内閣総理大臣賞受賞作品及び法務大臣賞受賞作品は、50ページ以下参照）。



第43回全国中学生
人権作文コンテスト入賞作文集

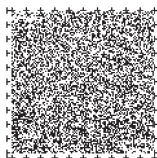
人権教室

人権教室は、いじめ等について考える機会を作ることによって、相手への思いやりの心や生命の尊さを学んでもらうこと等を目的とし、全国の人権擁護委員が中心となって実施している人権啓発活動です。

小・中学生等を対象に、人権の花運動（49ページ参照）における学校訪問や道徳科の授業等を利用して実施しています。

近年は、「ビジネスと人権」に関する国内外の関心の高まり（56ページ以下参照）を背景に、企業研修等において企業経営者や従業員を対象とした「大人の人権教室」も数多く実施しています。

また、スポーツ選手等を講師に迎え、ゲームや体験談から、助け合いの精神に基づいたフェアプレーの精神等を学んでもらう人権スポーツ教室や、車椅子体験、障害者スポーツ体験などを通じて、違いを理解し認め合う「心のバリアフリー」を学び、障害の有無にかかわらず共生する社会の重要性を認識してもらうことを目的とした体験型の人権教室も実施しています。



さらに、青少年を中心に深刻化するインターネット上の人権侵害への取組として、携帯電話会社と連携・協力し、スマートフォン等の安全な利用について学ぶための人権教室なども、積極的に実施しています。



令和6年度は、98万5,983人を対象に人権教室を行いました。



法務省ホームページで、
上記冊子を含む企業向け
コンテンツを案内中



人権教室

人権の花運動

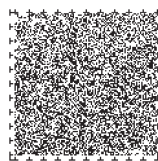
人権の花運動は、こどもたちが協力して花の種子や球根を育てることによって、生命の尊さを実感し、その中で、豊かな心を育み、優しさと思いやりの心を体得することを目的とした人権啓発活動であり、主に小学生を対象に、昭和57年度から実施しています。

この運動は、育てた花を保護者や社会福祉施設等に届けたり、花を育てる体験を振り返る写真会や鑑賞会を開いたりすることで、地域の人々とのコミュニケーションを深め、地域の人々にとっても人権尊重意識を高めてもらうきっかけとなっています。

令和6年度は、3,786校の学校等において、39万3,526人を対象に行いました。



人権の花運動



1. 主な人権課題

2. 障害のある人に対する偏見や差別
のない共生社会の実現に向けた取組

3. 法務省の人権擁護機関の仕組み

4. 法務省の人権擁護機関の活動

5. 国際社会における人権擁護

悪口

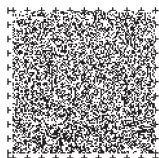
京都府 亀岡市立育親学園 8年 ^{てら たけ}寺竹 ^{る ね}瑠音

悪口を言って人を傷つけてしまったことがある。その時の記憶がときどき顔を出して私の心をざわざわさせる。

その日、遊ぶ約束をして集まった友達数人と夏休みの宿題の進捗状況や、最近 はまっている推しの話など、たわいのない話で盛り上がっていた。そのうち話題は部活動や学校の話へと移っていき一人の友達の話になった。私もたまたまその子のことで困っていることがあったのでつい話に乗ってしまった。始めのうちはただの相談会のような雰囲気だったのだが、その子のせいで困っていることや腹が立ったことなどを話すうちに、みんなの気持ちが昂ってしまったのだろう、話はどんどんエスカレートし、悪口に発展してしまった。私も、大して気になっていなかったことに対しても「わかるわかる。」と共感してしまっていた。そのうちに、私たちの会話を聞いていた一人の子が、「やめようや。」と言って私たちを止めてくれた。その瞬間、何とも言えない気まずい空気が流れ、私はしばらく何も言えなかった。振り返ってみると、この時の私には盛り上がっていた空気を壊されたという不満の気持ちの方が強かったのではないかと思う。その後、私たちが言ってしまった悪口が本人の知るところとなり、深く傷つけてしまった。「ばれなければいい。」という考えのもと無責任な発言をし、それを共有することで生まれる連帯感。そんなゆがんだ仲間意識は実は「いじめ」なのだとすることにこの時の私は気づいていなかった。

集団生活の中では、日々いろんなことがある。当然自分と合わないなと感じる人も出てくるし、考え方の違いや意見が行き違うこともある。そんな不満がつい悪口という形で出てしまうことは、正直誰にでもあるのではないかと思う。しかし、私たちが間違っていたのは、一人の子を「ねた」にして「悪口」という行為を楽しんでしまったこと。そして、もし自分が「悪口」を言われている側だったという想像力が欠けていたことだ。本人のいないところでの中傷は「いじめ」だ。

私には、その場の空気に流されて深く考えずに行動してしまう弱いところがある。私自身、過去に冷たい言葉を吐かれて傷ついた経験があるのに、「悪口」を言う自分を止めること





1. 主な人権課題

ができなかった。あの時、相手の気持ちを考えなかったこと、そして、第三者が止めてくれなかったら「悪口」はもっとエスカレートしたかもしれない——そう考えると、自分の軽率な行動がますます許せなくなる。一度吐いてしまった言葉は二度と取り消すことはできない。深く反省し、友人にも謝罪をした。友人は、謝罪を受け入れてくれたが、友人との関係は元どおりというわけにはいかず、小さなしこりが残ったままだ。

「空気を読む」という言葉がある。その場の空気を敏感に察知してうまく行動することだ。反対に「空気が読めない」ことを揶揄する言葉「KY」という言葉も生まれた。ノリが悪かったり、場の盛り上がりに参加しなかったり、時には「正義」さえも茶化してしまう言葉だ。この言葉のせいにするつもりはないが、この「空気を読む」ということに私たちはものすごく敏感で、縛られているような気がする。「空気の読めない子と思われたくない。」そんなマイナスの感情が行動にも表れてしまっているように思うのだ。あの時、悪口を止めてくれた子は、あの瞬間、私たちの中では「KY」だった。「せっかく盛り上がっているのに自分だけいい子ぶって…」と。けれど、陰口を止めてくれた子にとって「やめようや。」の一言がどれだけ勇気を必要とする行動だったのかということが今ならわかるし、素直にすごいと思う。

今年の夏休みはパリオリンピックが開かれ多くの日本人選手の活躍が連日報じられた。一方で、負けた選手の言動に対して多くの誹謗中傷が SNS 上に書き込まれるというマイナス面も取り上げられた。このニュースを聞いて、なぜ頑張った選手に対して嫌な言葉を浴びせるのか。匿名であることを利用して悪意ある言葉を書き込むなんて卑怯だと腹が立った。しかし、その一方で、私がやったことも本質的にはこの人たちと同じなのではないかということにも気づいた。本人のいないところで悪口を言う、「ばれなければいい。」という点でこの卑怯な人たちと同じではないかと。

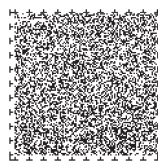
もし、あの日に戻れるとしたら「直接本人に言ったら？」という一言が言えるだろうか。あの日から一年。傷つけた友人と何のわだかまりもなく会話ができるようになるまでの時間は、私自身の弱い部分や課題と向き合う時間だと思っている。この後悔を二度と繰り返さないよう、自分の言葉には責任を持ち、相手の立場に立って考えられる人になりたいと強く思っている。

2. 特集 障害のある人に対する偏見や差別 のない共生社会の実現に向けた取組

3. 法務省の人権擁護機関の仕組み

4. 法務省の人権擁護機関の活動

5. 国際社会における人権擁護



託されたいのちのバトン

広島県 学校法人盈進学園盈進中学校 3年 ^{やまもと}山本 ^{かな}花奈

「私たちのこと、そしてこの歴史を伝えてほしいんや。」この7月に90歳になった中尾伸治さんが私にそうおっしゃった。

中尾さんのお顔も手も病気の後遺症で変形している。でも私は、彼のすべてが大好きだ。

中尾さんは岡山県の国立（ハンセン病）療養所・長島愛生園入所者自治会の会長さんだ。私は中尾さんから、ハンセン病にまつわるいわれのない差別の歴史と、その厳しい現実を生き抜いた人々の人生を未来に伝えていくバトンを託された。そして、そのバトンは今、私の心にずっしりと重くある。

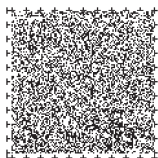
ハンセン病はかつて「らい」と呼ばれ、蔑まれた。慢性の感染症で、手足や顔に障がいが見えることなどから、忌み嫌われてきた歴史がある。現在の日本では克服され、かつてこの病だった人は元患者や回復者と呼ばれる。

国は1907年、ハンセン病患者を国辱として「らい予防法」を制定(1996年廃止)。地域からあぶり出し、愛生園などの人里離れた場所に強制的に隔離した。こうして国は差別を作出し、作られた差別におびえた市民もまた、患者の排除に荷担した。県単位で患者の収容を競う「無らい県運動」も全国で展開され、強制収容は勢いを増した。2001年、終生絶対隔離法「らい予防法」は、憲法違反と断罪され、国は過ちを認め謝罪し、補償法もできた。

愛生園には、家族と別れた患者専用棧橋、持ち物も体も消毒された収容所、逃走したり職員に逆らったりした入所者が閉じ込められた監禁室の跡などが今も残る。子孫を残すことは禁じられ、男性には断種を、女性には堕胎が強制された。私は、愛生園を歩きながら、悲しい歴史を胸に刻んでいる。

納骨堂もある。療養所は病院と同じ。なのに…。それが、原則として、死んでも家族の元や古里に帰られない終生絶対隔離政策の現実を証明する。「もういいかい骨になってもまあだだよ」と、ある入所者が詠んだ。国策を告発する怒りが込められていると思う。

現在、愛生園の入所者は80人。園内の納骨堂には約3800柱がおさめられるが、その人たちも、ここに眠るのかと思うと涙がこぼれる。でも、だからこそ今、入所者に会ってお話が





1. 主な人権課題

2. 特集
障害のある人に対する偏見や差別
のない共生社会の実現に向けた取組

3. 法務省の人権擁護機関の仕組み

4. 法務省の人権擁護機関の活動

5. 国際社会における人権擁護

できる時間を大切にしていこうと私は思う。

私には忘れられない中尾さんのお話がある。中尾さんは14歳で愛生園に収容された。病気が治ると、農作業の繁忙期には、二人兄弟の兄を手伝いに郷里へ一時帰省をした。兄は病気が治ったことをよろこび、中尾さんを歓迎した。だがある日、兄が中尾さんに告げた。「もう帰ってきてくれるな」と。兄には結婚が控えていた。兄に守るべき家族ができ、中尾さんの存在を隠さなければならなかったのだ。中尾さんの心中を想像すると、辛かっただろうにと、私はたまらなく悲しくなった。

しかし、中尾さんはこう続けた。「それを言わなければならなかった兄は辛かっただろうなあ。私の存在をずっと隠し通す家族との生活は苦しかっただろうなあ」と。私は、家族を引き裂く差別の現実を突きつけられたと同時に、厳しい差別を生き抜いてきた中尾伸治さんという一人の人間の、自分から相手を思いやるその姿に、人間のすばらしさと、人としての本当のやさしさを学んだ。そして、私も中尾さんのように、無条件のやさしさと思いやりのある人になりたいと心から思った。

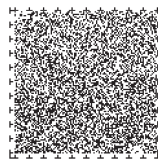
中尾さんは今も、自治会長として、愛生園を世界遺産登録するために仲間たちと精力的に活動している。愛生園をこれからもずっと、人権の大切さを学ぶ場所にしたいという中尾さんの熱い思いがそこにある。

私は先日、仲間と愛生園へ行き、中尾さんの90歳の誕生日会を開いた。「生きていてよかったなあ」と言って、ケーキをほおばる中尾さんの笑顔がとてもすてきだった。そのときに、中尾さんがこんな話をしてくださった。

「つい最近、旧優生保護法は憲法違反という判決が出たね。障がいのある人が断種や堕胎を強制され、子どもが出来ないようにされ、それが不当だと訴えた裁判やったな。旧優生保護法は、ハンセン病者にも適用されたから、私も断種されたんや。せやから、私たちにも子どもがいない。せやから、私たちの存在とその歴史を語り継ぐ人がいないんやね。私は、それがいちばんさびしいんや。せやから、頼むわね。私たちのこと、そしてこの歴史を伝えてほしいんや。」これが冒頭の場面。中尾さんの顔は少し険しかったが、その後、ぱっと笑顔になってこう続けた。「90歳の誕生日は『卒寿』ともいうやろ。せやからな、これまでの人生を一旦、卒業して、また一から人生始めるつもりで生きるんや。そしたら人生、また楽しいやろ！」

中尾さんの手を握った。温もりがゆっくり、ずっしりと伝わってきた。そして私は誓った。

「私が中尾さんのいのちを伝えます。私がハンセン病問題を未来に生かします。私がいじめも差別もない、そして、病気の人でも障がいのある人も一緒に暮らす社会を作ります。」



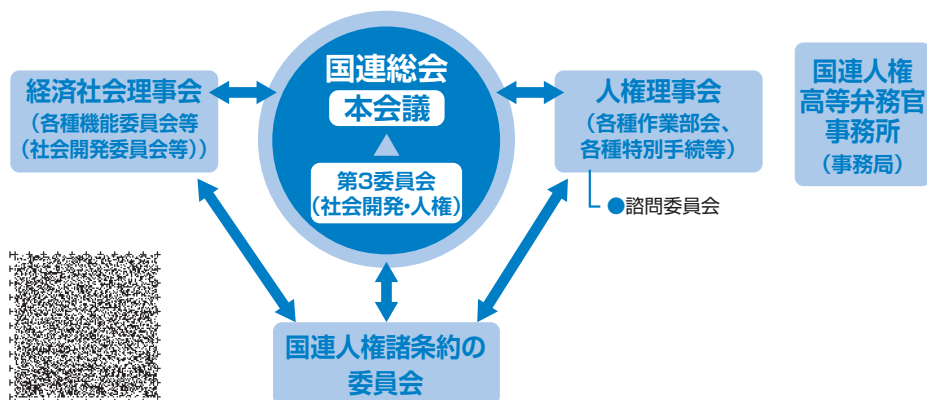
5.国際社会における人権擁護

「すべての者のために人権及び基本的自由を尊重するように助長奨励すること」は、国際連合（国連）の重要な目的の一つであり、国連では、様々な枠組みを設けて、人権の保障に取り組んできました。グローバル化が進む現在、人権の尊重が平和の基盤であるということが、世界の共通認識となっており、国際社会全体で人権問題に取り組もうとする機運が高まってきています。



① 国際連合

昭和20年（1945年）に発足した国連は、約80年の歳月を経て、世界の190か国以上が加盟する大きな国際機関となりました。国連には、人権の擁護・促進のための様々な機関が設置されており、国際社会における人権保障の枠組みの中で大きな役割を担っています。





国連を作ろうという考えは、第二次世界大戦の惨禍さんかの中で生まれました。そして、昭和20年（1945年）10月24日に51か国の加盟国により、「国際の平和及び安全を維持…人種、性、言語又は宗教による差別なくすべての者のために人権及び基本的自由を尊重するように助長奨励する」（国連憲章第1条）こと等を目的として国連が発足し、現在では193か国が加盟しています。国連には、経済、社会、文化等の特定の分野で活動する様々な機関がありますが、人権の分野においても、人権関係条約等が定める人権の保障を確保するための機関が設置されています。平成18年（2006年）3月には、国連が世界の人権問題により効果的に対処するために、経済社会理事会の下部組織であったそれまでの人権委員会に代わって、人権理事会が設立されました。これに伴い、全国連加盟国の人権状況を普遍的に審査する枠組みとして、「UPR（普遍的・定期的レビュー）」が制度化されました。

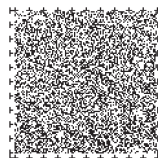
② 世界人権宣言

世界人権宣言は、基本的人権尊重の原則を定めたものであり、初めて人権保障の目標や基準を国際的にうたった画期的なものです。これにより、世界の人権を守る動きは大きく進んでいます。

20世紀には、世界を巻き込んだ戦争が二度も起こり、特に第二次世界大戦中においては、特定の人種の迫害、大量虐殺等、人権の侵害や抑圧が横行しました。かつては、人権問題はそれぞれの国の国内問題と考えられていましたが、このような経験から、人権問題は国際社会全体に関わる問題であり、人権の保障が世界平和の基礎であるという考え方が主流になってきました。

そこで、昭和23年（1948年）12月10日、国連第3回総会において、「すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準」として、「世界人権宣言」が採択されました。世界人権宣言は、すべての人々が持っている市民的、政治的、経済的、文化的分野にわたる多くの権利を内容とし、前文と30の条文から成っています。

国連は、世界人権宣言が採択された12月10日を「人権デー（Human Rights Day）」と定めています。また、法務省の人権擁護機関では、毎年12月4日から同月10日までの1週間を「人権週間」と定めています（47ページ参照）。





パンフレット
「世界人権宣言70周年」



世界人権宣言啓発書画



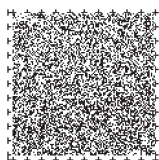
こぎたいほう
この書画は、書道家小木太法さんとブラジルの画家オタビオ・ロスさんが世界人権宣言に示された人類の英知に感動し、その感動を芸術的に表現しようとしたものです。

資料 「ビジネスと人権」に関する我が国の取組

企業活動のグローバル化が進む中、投資家、市民社会、消費者等において、企業に対して人権尊重を求める意識が高まっています。平成23年（2011年）の第17回国連人権理事会においては、人権を保護する国家の義務や人権を尊重する企業の責任、ビジネス関連の人権侵害に関する救済へのアクセスについての原則を示した「ビジネスと人権に関する指導原則：国連「保護、尊重及び救済」枠組みの実施」が全会一致で支持されました。また、企業が「持続可能な開発目標（SDGs（Sustainable Development Goals））」に取り組む上で、人権を尊重した行動をとることが求められています。

このような「ビジネスと人権」に対する国内外の関心の高まりを受けて、政府は、企業活動に関連する我が国の法制度や施策等の現状把握、経済界や労働界等との議論やパブリックコメント等を経て、令和2年10月に「『ビジネスと人権』に関する行動計画」を策定しました。

行動計画では、企業活動における人権尊重の促進を図るため、今後政府が取り組む施策が記載されているほか、企業に対し、人権デュー・ディリジェンス（企業活動における人権への影響の特定、予防・軽減、対処、情報提供を行うこと）導入への期待が表明されています。また、行動計画の周知、人権デュー・ディリジェンスに関する啓発については、全府省庁で実施していくこととされています。



加えて、政府は、令和4年9月、上記指導原則を始めとする国際スタンダードを踏まえ、企業に求められる人権尊重の取組について、日本で事業活動を行う企業の実態に即して具体的かつ分かりやすく解説した「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」を策定・公表しました。

法務省の人権擁護機関においても、企業関係者等を対象に、行動計画に基づく企業行動が国際社会を含む社会全体の人権の保護・促進に貢献し、企業価値の向上に寄与することへの理解を促進するとともに、人権の視点に立った企業活動を促すため、各種取組を実施しています。令和6年度には、日本企業の多くを占める中小企業に対してビジネスと人権に関する取組の前進を促すことを目的として「『ビジネスと人権』ファーストステップ～中小企業向け取組事例集～」を作成したほか、企業等が自ら研修を実施するための啓発資料「今企業に求められる『ビジネスと人権』への対応」を法務省ホームページに掲載するとともに、YouTube法務省チャンネルで研修用動画を配信しています。また、企業・団体及び個人が、人権を尊重する行動をとることを宣言する投稿型コンテンツの特設サイト「Myじんけん宣言」についても、インターネット動画広告等による周知を行い、企業等に参加を呼び掛けており、多くの企業等の方々が、自らの人権尊重に対する決意等を「Myじんけん宣言」として表明しています。さらに、全国の法務局・地方法務局において、企業等からの要望に応じて、法務局職員や人権擁護委員を派遣して人権研修を実施したり、啓発冊子の配布・動画の配信を行ったりするなど、「ビジネスと人権」に取り組む企業等を支援する取組を実施しています。詳しくは、お近くの法務局・地方法務局又はその支局にお尋ねください。



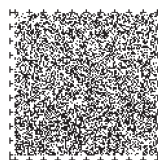
「My じんけん宣言」
特設サイト



「今企業に求められる
『ビジネスと人権』への
対応」(冊子・動画)



「『ビジネスと人権』
ファーストステップ
～中小企業向け取組事例集～」



③ 主要な人権関係条約

世界人権宣言で規定された権利に法的な拘束力を持たせるため、二つの国際人権規約が採択され、その後も個別の人権保障のための条約として様々な条約が採択されています。これらの条約が保障する権利の内容を周知し、理解を深めていくことが一人一人の人権を守ることにつながります。

世界人権宣言が採択された後、この宣言で規定された権利に法的な拘束力を持たせるため、「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」と「市民的及び政治的権利に関する国際規約」の二つの国際人権規約が起草され、昭和41年（1966年）の国連総会において全会一致で採択されました。

この二つの国際人権規約は、最も基本的かつ包括的な条約として人権保障のための国際的基準となっています。これに加え、人権に関連する諸条約としては、人種差別撤廃条約、女子差別撤廃条約、拷問等禁止条約、児童の権利条約、強制失踪条約、障害者権利条約等があります。また、地域的な人権条約としては、欧州人権条約、米州人権条約、アフリカ人権憲章等があります。

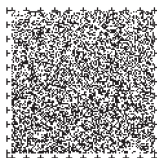
近年、人権擁護のための世界の取組は盛んになっており、我が国も、国際的に重要な役割を果たすことが期待されています。

経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（A規約）

A規約は、労働の権利、社会保障についての権利、教育及び文化活動に関する権利等のいわゆる社会権を主として規定したものです。

社会権とは、人権の保障を名実共に充実したものとするためには、国家が個人の生活の保障に一定程度の責任を果たすべきであるという認識に立って、国の施策により個人に認められている権利です。

我が国は、昭和54年（1979年）6月に、この規約を批准しました。





市民的及び政治的権利に関する国際規約（B規約）

B規約は、人は生まれながらにして自由であるという基本的考えの下、個人の生活を公権力の干渉や妨害から保護するという観点に立った権利、つまり自由権的権利を中心に規定しています。

具体的には、表現の自由、移動の自由、身体の自由、宗教の自由、集会・結社の自由に加え、参政権が規定されています。締約国は、全ての個人に対して、いかなる差別もなしにこれらの権利が尊重され、確保されることを義務として負っています。

我が国は、昭和54年（1979年）6月に、A規約と共にこの規約を批准しました。

あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約）

人種、民族に対する差別は依然として存在し、このような差別を撤廃するためには、各国に対し、差別を撤廃するための具体的な措置の履行を義務付ける国際文書を作成することが必要とされ、昭和40年（1965年）の国連総会において、この条約が採択されました。

人種差別撤廃条約は、締約国が人権及び基本的自由の十分かつ平等な享有を確保するため、あらゆる人種間の理解を促進する政策を全ての適当な方法により遅滞なく実施すること等を内容としています。

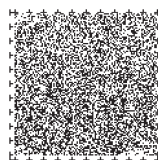
我が国は、平成7年（1995年）12月に、この条約に加入しました。

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）

全ての人間は、そもそも生まれながらに自由かつ平等であることから、男女も個人として等しく尊重されるべきであるとの基本的理念を実現すべく、昭和54年（1979年）の国連総会において、この条約が採択されました。

女性であるとの理由のみによって生き方を制約されることなく、個人として男性と平等な権利・機会・責任を享受できる、完全な男女平等を実現することを目的として、遅滞なく措置をとることが、締約国には求められています。

我が国は、昭和60年（1985年）6月に、この条約を批准しました。



拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける 取扱い又は刑罰に関する条約(拷問等禁止条約)

拷問の禁止については、世界人権宣言及びB規約等において既に規定されていました。しかし、1970年代に、一部の国の軍事独裁政権による拷問と見られる行為に対し国際的な非難が高まったことを背景に、拷問を実効的に禁止する新たな国際文書を作成する必要性が強く認識されるようになり、昭和59年（1984年）の国連総会において、この条約が採択されました。本条約は「拷問」を公務員等が情報収集等のために身体的、精神的な重い苦痛を故意に与える行為と定義し、各締約国が拷問を刑法上の犯罪とするとともに、そのような犯罪人の引渡し等について規定しています。

我が国は、平成11年（1999年）6月に、この条約に加入しました。

児童の権利に関する条約(児童の権利条約)

世界には、貧しさや飢え、戦争等で苦しんでいる子どもたちがたくさんいます。そのような現実を踏まえ、子どもの人権や自由を尊重し、子どもに対する保護と援助を進めることを目指して、平成元年（1989年）の国連総会においてこの条約が採択されました。この条約は、18歳未満の全ての人の基本的人権の尊重を促進することを目的としています。

我が国は、平成6年（1994年）4月に、
この条約を批准しました。

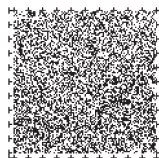


啓発冊子「よくわかる！
こどもの権利条約」

強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約(強制失踪条約)

拉致を含む強制失踪が犯罪として処罰されるべきものであることを国際社会において確認するとともに、将来にわたって同様の犯罪が繰り返されることを抑止する意義を持つこの条約は、平成18年（2006年）に国連総会で採択されました。拉致を含む強制失踪を犯罪として定め、その処罰の枠組みの確保及び予防に向け締約国がとるべき措置等について規定するものです。

我が国は、平成21年（2009年）7月に、この条約を批准しました。





障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）

依然として障害のある人が人権侵害に直面している状況を改善するため、法的拘束力を有する新たな文書を作成する必要性が強く認識されるようになり、平成18年（2006年）の国連総会においてこの条約が採択されました。

この条約は、障害のある人の人権・基本的自由の享有の確保等を目的とし、障害に基づくあらゆる差別の禁止や、障害のある人の社会への参加・包容の促進、条約実施の監視枠組みの設置等の、障害のある人の権利実現のために締約国がとるべき措置等について規定しています。

我が国は、平成26年（2014年）1月に、この条約を批准しました。

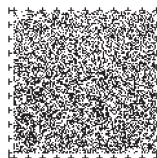
資料 我が国が締結している主要な人権関係条約

	名 称	採択年月日 (上) 発効年月日 (下)	締結国・地域・機関数
1	経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約	1966.12.16 1976. 1. 3	173
2	市民的及び政治的権利に関する国際規約	1966.12.16 1976. 3.23	174
3	あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約	1965.12.21 1969. 1. 4	182
4	女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約	1979.12.18 1981. 9. 3	189
5	拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約	1984.12.10 1987. 6.26	175
6	児童の権利に関する条約	1989.11.20 1990. 9. 2	196
7	強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約	2006.12.20 2010.12.23	77
8	障害者の権利に関する条約	2006.12.13 2008. 5. 3	193

2025年6月現在



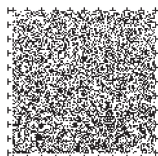
ニューヨークの国連本部で「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（A規約）」に調印する園田外務大臣[昭和53年（1978年）当時]
(写真提供 UN/DPI)



法務局・地方法務局 所在地等一覧

名 称	所 在 地	電 話
札幌法務局	〒 060-0808 札幌市北区北 8 条西 2-1-1 札幌第 1 合同庁舎	011-709-2311
函館地方法務局	〒 040-8533 函館市新川町 25-18 函館地方合同庁舎	0138-23-9528
旭川地方法務局	〒 078-8502 旭川市宮前 1 条 3-3-15 旭川合同庁舎	0166-38-1111
釧路地方法務局	〒 085-8522 釧路市幸町 10-3 釧路地方合同庁舎	0154-31-5014
仙台法務局	〒 980-8601 仙台市青葉区春日町 7-25 仙台第 3 法務総合庁舎	022-225-5739
福島地方法務局	〒 960-0103 福島市本内字南長割 1-3	024-534-1994
山形地方法務局	〒 990-0041 山形市緑町 1-5-48 山形地方合同庁舎	023-625-1321
盛岡地方法務局	〒 020-0045 盛岡市盛岡駅西通 1-9-15 盛岡第 2 合同庁舎	019-624-9859
秋田地方法務局	〒 010-0951 秋田市山王 7-1-3 秋田合同庁舎	018-862-1443
青森地方法務局	〒 030-8511 青森市長島 1-3-5 青森第 2 合同庁舎	017-776-9024
東京法務局	〒 160-0004 新宿区四谷 1-6-1 四谷タワー 13F	0570-011-000
横浜地方法務局	〒 231-8411 横浜市中区北仲通 5-57 横浜第 2 合同庁舎	045-641-7926
さいたま地方法務局	〒 338-8513 さいたま市中央区下落合 5-12-1 さいたま第 2 法務総合庁舎	048-859-3507
千葉地方法務局	〒 260-8518 千葉市中央区中央港 1-11-3 千葉地方合同庁舎	043-302-1319
水戸地方法務局	〒 310-0061 水戸市北見町 1-1 水戸法務総合庁舎	029-227-9919
宇都宮地方法務局	〒 320-8515 宇都宮市小幡 2-1-11 宇都宮法務総合庁舎	028-623-0925
前橋地方法務局	〒 371-8535 前橋市大手町 2-3-1 前橋地方合同庁舎	027-221-4466
静岡地方法務局	〒 420-8650 静岡市葵区追手町 9-50 静岡地方合同庁舎	054-254-3555
甲府地方法務局	〒 400-8520 甲府市丸の内 1-1-18 甲府合同庁舎	055-252-7239
長野地方法務局	〒 380-0846 長野市大字長野旭町 1108 長野第 2 合同庁舎	026-235-6611
新潟地方法務局	〒 951-8504 新潟市中央区西大畑町 5191 新潟地方法務総合庁舎	025-222-1563
名古屋法務局	〒 460-8513 名古屋市中区三の丸 2-2-1 名古屋合同庁舎第 1 号館	052-952-8111
津地方法務局	〒 514-8503 津市丸之内 26-8 津合同庁舎	059-228-4193
岐阜地方法務局	〒 500-8729 岐阜市金竜町 5-13 岐阜合同庁舎	058-245-3181
福井地方法務局	〒 910-8504 福井市春山 1-1-54 福井春山合同庁舎	0776-22-5090
金沢地方法務局	〒 921-8505 金沢市新神田 4-3-10 金沢新神田合同庁舎	076-292-7804
富山地方法務局	〒 930-0856 富山市牛島新町 11-7 富山合同庁舎	076-441-0550
大阪法務局	〒 540-8544 大阪市中央区大手前三丁目 1 番 41 号 大手前合同庁舎	06-6942-9496
京都地方法務局	〒 602-8577 京都市上京区荒神口通河原町東入生上生洲町 197	075-231-0131
神戸地方法務局	〒 650-0042 神戸市中央区波止場町 1-1 神戸第 2 地方合同庁舎	078-392-1821

人権イメージキャラクター
人KENまもる君



人権擁護局HP・公式SNSアカウント

— 様々な情報を発信しています —

法務省人権擁護局HP



X



@MOJ_JINKEN

Facebook



HumanRightsBureau.MOJ

LINE



@JINKEN01



人KEN
あゆみ
ちゃん

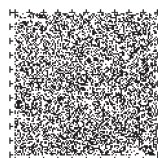
名 称	所 在 地	電 話
奈良地方法務局	〒 630-8301 奈良市高畑町 552 番地 奈良第二地方合同庁舎	0742-23-5457
大津地方法務局	〒 520-8516 大津市京町 3-1-1 大津びわ湖合同庁舎	077-522-4673
和歌山地方法務局	〒 640-8552 和歌山市二番丁 3 和歌山地方合同庁舎	073-422-5131
広島法務局	〒 730-8536 広島市中区上八丁堀 6-30 広島合同庁舎 3 号館	082-228-5790
山口地方法務局	〒 753-8577 山口市中河原町 6-16 山口地方合同庁舎 2 号館	083-922-2295
岡山地方法務局	〒 700-8616 岡山市北区南方 1-3-58	086-224-5656
鳥取地方法務局	〒 680-0011 鳥取市東町 2-302 鳥取第 2 地方合同庁舎	0857-22-2289
松江地方法務局	〒 690-0886 松江市母衣町 50 番地	0852-32-4200
高松法務局	〒 760-0019 高松市サンポート 3 番 33 号 高松サンポート合同庁舎南館	087-821-7850
徳島地方法務局	〒 770-8512 徳島市徳島町 2-17 徳島法務総合庁舎	088-622-4171
高知地方法務局	〒 780-8509 高知市栄田町 2-2-10 高知よさこい咲都合同庁舎	088-822-3331
松山地方法務局	〒 790-8505 松山市宮田町 188-6 松山地方合同庁舎	089-932-0888
福岡法務局	〒 810-8513 福岡市中央区舞鶴 3-5-25 福岡第 1 法務総合庁舎	092-739-4151
佐賀地方法務局	〒 840-0041 佐賀市城内 2-10-20 佐賀合同庁舎	0952-26-2148
長崎地方法務局	〒 850-8507 長崎市万才町 8-16 長崎法務合同庁舎	095-826-8127
大分地方法務局	〒 870-8513 大分市荷揚町 7-5 大分法務総合庁舎	097-532-3161
熊本地方法務局	〒 862-0971 熊本市中央区大江 3-1-53 熊本第 2 合同庁舎	096-364-2145
鹿児島地方法務局	〒 892-8511 鹿児島市山下町 13-10 鹿児島第三地方合同庁舎	099-219-2100
宮崎地方法務局	〒 880-8513 宮崎市別府町 1-1 宮崎法務総合庁舎	0985-22-5124
那覇地方法務局	〒 900-8544 那覇市樋川 1-15-15 那覇第 1 地方合同庁舎	098-854-1215

人権ライブラリー

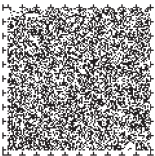
本冊子に記載しているビデオだけでなく、人権に関する資料を借りたい方、お探しの方、人権に関する視察・研修や打合せスペースをお探しの方は、人権ライブラリーを御活用ください。遠方の方でも、郵送等による資料の貸出しも行っています。

詳細は、下記までお問い合わせいただくか、人権ライブラリーのホームページを御参照ください。

人権ライブラリー ※公益財団法人人権教育啓発推進センター併設
〒105-0012 東京都港区芝大門2-10-12 KDX芝大門ビル4F
TEL 03-5777-1919 FAX 03-5777-1954
Eメール library@jinken.or.jp
ホームページ <https://www.jinken-library.jp/>



MEMO



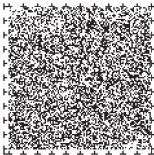
※本冊子は、「令和7年版人権教育・啓発白書」を基にその概要を記載したものです。

人権の擁護

令和7年10月発行

編集発行 法務省人権擁護局

東京都千代田区霞が関1丁目1番1号 電話(03)3580-4111(代表)



人権について困ったことがあれば…。 ひとりで悩まずにご相談ください

みんなの人権110番 ● (全国共通人権相談ダイヤル)

ゼロゼロみんなのひやくとおばん
 0570-003-110

差別や虐待、ハラスメント等、様々な人権問題についての相談を受け付ける相談電話です。電話は、おかけになった場所の最寄りの法務局・地方法務局につながります。

自動音声ガイダンスに従い、相談を希望する人権問題の内容に応じ、番号を押してください。

- ・女性→1番
- ・高齢者→2番
- ・障害者→3番
- ・その他の人権問題→4番

こどもの人権110番 ●

ゼロゼロななのひやくとおばん
 0120-007-110

LINEじんけん相談 ●

LINEから、人権相談をすることができます。



こちらから友だち追加してください ▶



こどもの人権問題は、周囲の目に付きにくいところで多く起こっています。そして、被害者である子ども自身も、その被害を外部に訴えるだけの力がまだ備わっていなかったり、身近な人に話しにくいといったりした状況等から、重大な結果に至って初めて気付くという例が少なくありません。そこで、子どもが発する信号をいち早くつかみ、その解決に導くための相談を受け付けています。

インターネット人権相談受付窓口 ◆

法務省の人権擁護機関では、インターネットでも人権相談を受け付けています。

相談フォームに必要事項を入力して送信していただくと、あなたの住所を管轄する法務局・地方法務局に相談に関する情報が送信され、後日、メール、電話又は面談により回答します。

じんけんそうだん けんさく 検索
インターネット人権相談

パソコン、携帯電話、スマートフォン共通
<https://www.jinken.go.jp/>

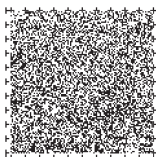
じんけん
こどもの人権
SOS-eメール

パソコン、携帯電話、スマートフォン共通
<https://www.jinken.go.jp/kodomo>

※外国語による人権相談については、19ページ参照

●受付時間 平日午前8時30分～午後5時15分

◆受付時間 24時間 365日



リサイクル適性 (A)

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

